

第2次 須坂市地域福祉計画 第3次 須坂市地域福祉活動計画

(平成28年度～平成32年度)



平成28年3月

須 坂 市
須坂市社会福祉協議会

思いやりで支え合う医療・福祉・健康のまちづくり

先行きが不安な時代にあって、拠り所になるのは、家族、地域、団体などの様々な「絆（きずな）」です。須坂市には、区役員、民生児童委員、保健補導員、食生活改善推進員、ボランティアなど密接な地域の絆があり、また、社会福祉協議会を中心とした「助け合い起こし」の活動も定着しています。



さらに、須坂市は、健康づくりを核として、農業、商業、工業、文化・歴史、観光、福祉、教育など誇れる地域の資源を組み合わせ、幅広く総合的な施策を実施する、健康長寿発信都市「須坂 JAPAN」に取り組んでいます。

地域福祉は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域を創ることです。そのためには、まず自らのことは自らが行う「自助」、住民相互に支え合う「互助」、地域において支え合う「共助」、そして公的なサービスで支える「公助」の考えで支え合うことが必要です。須坂市は、絆を基本に「共創」で支え合いを進めています。

今後は、この計画に基づき、地域福祉を一層推進し、地域住民が主体となって、思いやりで支え合う医療・福祉・健康のまちづくりに取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、本計画の策定にあたって、多くの貴重なご意見やご提言をいただきました関係の皆様や市民の皆様に、感謝を申し上げます。

平成 28 年 3 月

須坂市長 三 木 正 夫

人と人とのつながりのもてる地域福祉の推進を



須坂市社会福祉協議会では、平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間、「第 2 次須坂市地域福祉活動計画」に基づき事業を進めてきました。

この計画の基本となったのは、誰もが住み慣れた地域で、豊かに安心して暮らせるまちをつくるために、住民主体と住民参加による助け合い、いわゆる「助け合い起こし」を進めるということでした。

この「助け合い起こし」により住民の皆様の生活・福祉の課題を解決し、地域福祉の推進を図り、「住みやすい福祉のまち須坂」の実現につなげようと努めてきました。

そして、平成 27 年度に「第 2 次須坂市地域福祉活動計画」の実施状況に関する 10 年間の総括をし、須坂市とも連携を図りながら今回の「第 3 次須坂市地域福祉活動計画」を策定しました。

地域におけるつながりの希薄化、少子高齢化の進行、引きこもり、生活困窮者への対応等、私たちを取り巻く社会情勢は、まだ厳しいものがあります。

こうした厳しい情勢をふまえて、この「第 3 次須坂市地域福祉活動計画」に基づき、確実に前進できるよう、市民の皆様とともに各種事業を実施してまいりたいと思います。

平成 28 年 3 月

社会福祉法人 須坂市社会福祉協議会
会長 植 木 新 一

目 次

第1	計画の策定にあたって	1
1	地域福祉とは	1
2	地域福祉計画とは	1
3	計画の性格と位置付け	2
4	地域福祉計画と地域福祉活動計画	3
5	福祉分野等の個別計画との関係	4
6	計画の地域的な単位	5
7	計画の期間	7
8	計画の進行管理	7
9	計画の策定体制	7
第2	須坂市の福祉の方向～みんなが助け合い、健康に暮らせるまちづくり～	8
1	現状と課題	8
2	須坂市の現状	9
(1)	人口・世帯の状況	9
(2)	年齢区分別人口	10
(3)	住民の意識等	11
第3	基本構想	17
1	第2次計画の方向	17
2	計画策定の基本的な考え方	18
3	基本理念	18
4	基本目標	18
(1)	助け合い起こしで、みんなで支え・支えられる地域づくり	18
(2)	みんなで支えるサービスの仕組みづくり	19
(3)	みんなにやさしい、安全・安心な福祉のまちづくり	19
5	施策体系	20
第4	推進する施策	21
■基本目標1	助け合い起こしで、みんなで支え・支えられる地域づくり	21
■施策1	地域福祉の担い手の育成	21
①	福祉意識の醸成	21
②	地域福祉活動の人材育成	23

■施策2	支え合う地域づくり	24
①	小地域ネットワーク活動の促進	24
②	ボランティア活動・NPO法人の活動の支援	26
③	大学や企業、商店等との連携	27
■施策3	交流の場（集い場）づくり	29
①	多様な交流の促進	29
②	身近な交流の場（集い場）の確保	31
■基本目標2	みんなで支えるサービスの仕組みづくり	32
■施策4	情報提供・相談体制の充実	32
①	サービス情報の提供	32
②	身近な地域の相談窓口の充実	34
③	相談機関のネットワークづくり	35
■施策5	サービスの質の向上と権利擁護の推進	36
①	サービスの質の向上	36
②	権利擁護の推進	37
■施策6	連携体制の充実	38
①	地域と専門機関との連携づくり	38
②	関係機関の連携・支援の充実	39
③	生活困窮者への支援	40
■基本目標3	みんなにやさしい、安全・安心の福祉のまちづくり	42
■施策7	都市基盤・生活環境の整備	42
①	移動の利便性の向上	42
②	ユニバーサルデザインのまちづくり	43
■施策8	見守りの推進	44
①	子どもの見守り活動の充実	44
②	消費者被害の防止	45
■施策9	緊急時や災害時の対応	46
①	緊急時の支援体制の確立	46
②	災害時の支援体制の確立	47
第5	計画の推進体制	49
第6	資料編	50

第1 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

近年、私たちを取り巻く地域社会は、少子高齢化の急速な進行や核家族化による家庭機能の変容、人々の価値観や生活様式の多様化などにより、家庭や地域における連帯感や支えあい・助け合いの力が弱くなっています。

また、高齢者・障がい者・児童への虐待、孤独死・孤立死、引きこもり等、周囲からの支援を拒む人への対応や災害における避難行動要支援者への対応、長引く景気の低迷による生活困窮者への対応など、福祉分野に求められるニーズは複雑多岐なものとなっています。

更に、地方分権の推進により、公的サービスだけでなく、住民の主体的な活動が一層求められており、身近な地域全体で、防犯や防災を含めた地域住民の生活を支援するネットワークの再構築が必要とされています。

こうした状況の中で、平成12年に社会福祉制度の抜本的見直しによる新しい社会福祉法が誕生し、「地域福祉」が明確に規定されました。その意義は、「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢等にかかわらず、誰もが社会参画でき、安心してその人らしい自立した生活が送れるよう支え合う」体制を、生活の場である地域において、住民自らの参画により整備することにあります。

2 地域福祉計画とは

社会福祉法第4条では、社会福祉の理念の一つとして、さまざまな課題の解決に向けた「地域福祉の推進」を定めており、この理念を具現化するための計画を地域福祉計画としています。

地域福祉計画は、住民が多様な生活上の課題に目を向け、行政・関係機関・事業者等との協働のもとに、自らその解決に向けた取り組みができる方策を策定するものです。

同時に、縦割り行政を見直し、当事者主体の立場に立ったサービス提供システムを構築していくことをめざしています。

また、この計画を推進する過程において、地域住民が内発的に自分たちのまちづくりを進めていくという自治意識を喚起し、住民同士が互いに支え合って生活の質を高め合い、「共に生きる」新しい福祉文化の創造をめざすものです。

第2次となる本計画の策定にあたっては、住民、関係団体からの意見聴取を行い、それらの結果の反映に努め、住民や地域、行政がそれぞれの役割の中で協働しながら、住民が地域で互いに支え合う仕組みを整えることとし、生涯にわたって住み慣れた地域で健やかに暮らし続けるまちづくりをすすめる指針となるよう基本目標、主要施策、施策の方向を示すものとします。

3 計画の性格と位置付け

第2次須坂市地域福祉計画は、「一人ひとりが輝き、磨かれた『ほんもの』の魅力あふれるまち 須坂」を将来都市像とする、第五次須坂市総合計画の基本目標の一つに掲げる、「みんなが助け合い、健康に暮らせるまちづくり」を目指し、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉に関する理念と、その具現化のための取り組み方針を規定する地域福祉に関する総合的な計画となるものです。

また、人口急減・超高齢化といった喫緊の大きな課題に対応するため策定した「須坂市人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略」の具体的な取り組みである、健康長寿発信都市「須坂 J A P A N」に沿って、健康を核とした人口減少時代を見据えた地域福祉の推進を図る計画とします。

この地域福祉計画は、第七次須坂市老人福祉計画、第六期介護保険事業計画、第四次須坂市障がい者等長期行動計画、第4期須坂市障がい福祉計画、須坂市子ども・子育て支援事業計画を個別計画として位置付け、須坂市健康づくり計画等とも関連をもちながら須坂市の福祉を推進するものです。

さらに、地域福祉は、産業、経済、医療、教育等あらゆる分野に関係の深いものであることから、行政の他の計画と調整を図り、須坂市社会福祉協議会、長野広域連合等の関係機関との連携のもとに推進していきます。

地域福祉計画は、地域福祉活動や健康づくりの推進主体である地域住民、地域の保健医療・福祉団体、ボランティア、事業者、市民活動団体等の取り組みの指針となるものです。

◆社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

4 地域福祉計画と地域福祉活動計画

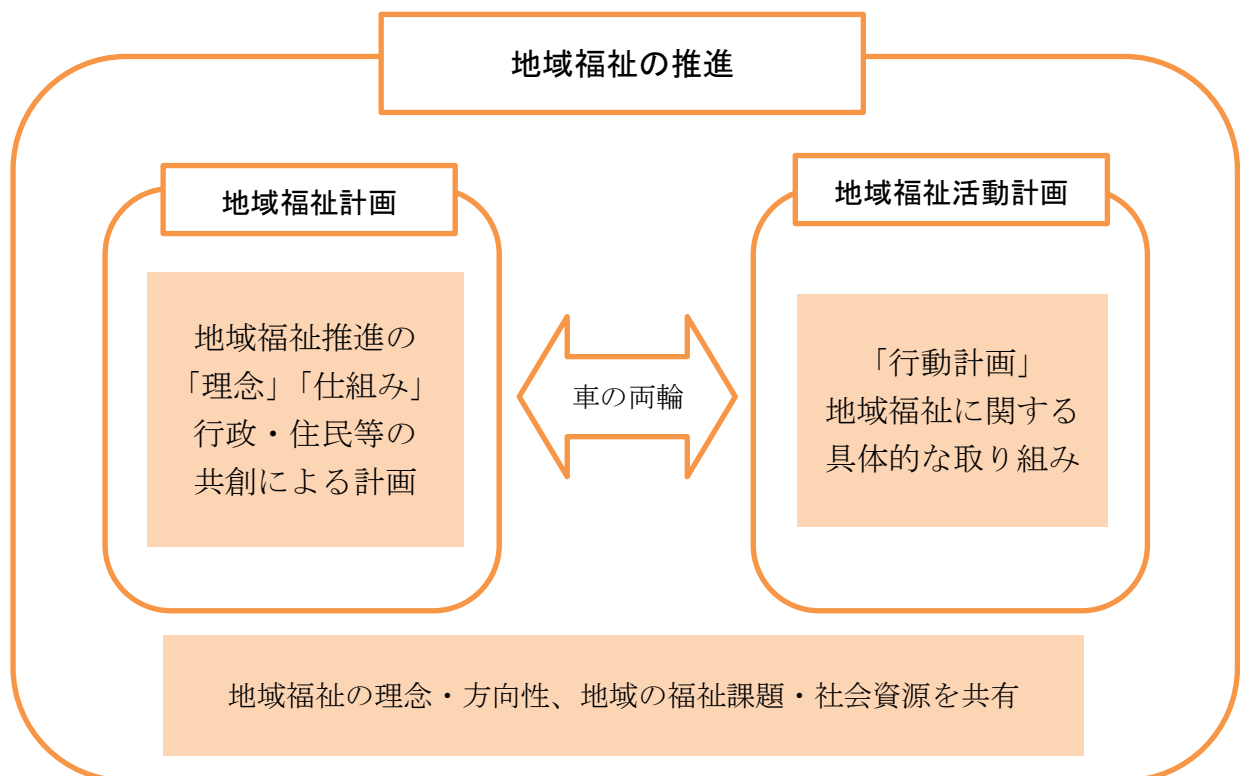
須坂市では、地域福祉推進のため、平成18年3月に第1次となる「須坂市地域福祉計画」を策定しました。また、須坂市社会福祉協議会では、平成16年12月に「須坂市地域福祉活動計画 助け合い起こし」を策定し、住民が主役の「助け合い起こし」で地域福祉の推進を担ってきました。

地域福祉計画は、地域の助け合いによる地域福祉を推進するために、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人とのつながりを基本として、ともに支え合う地域づくりをめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

一方、地域福祉活動計画は、地域福祉の推進をめざして、社会福祉協議会が中心となって、地域住民や住民組織、民生児童委員、ボランティア団体、NPO法人などの民間団体による福祉活動の具体的な取り組みを定める計画です。住民主体の活動方針のもと、民間組織としての開拓性や即応性、柔軟性を活かしながら、住民の自主的、自発的な福祉活動を推進し、その組織化を進めていきます。

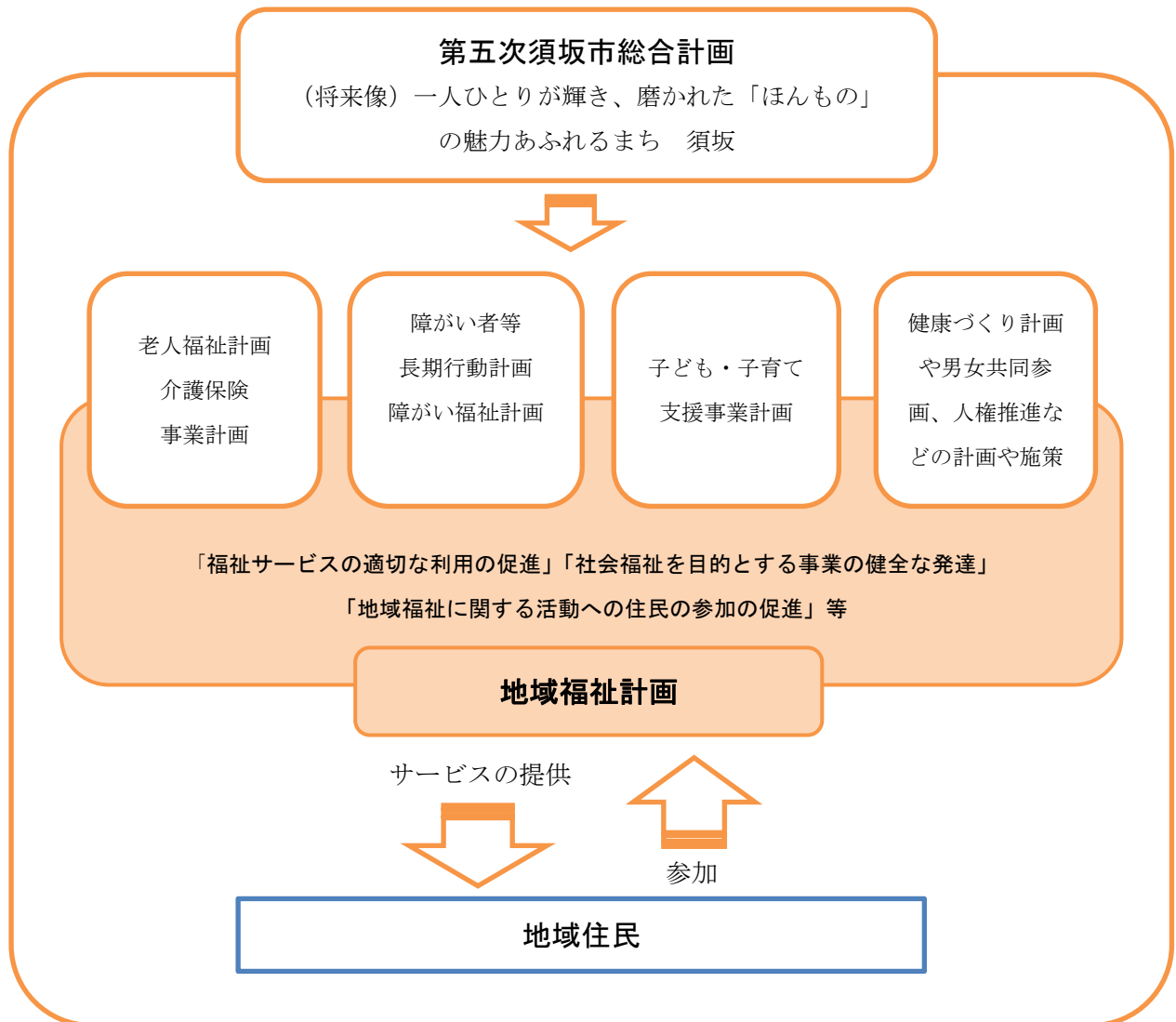
地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識して、ともに「地域福祉の推進」を目標に掲げ、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完、補強し合いながら、地域福祉を進展させていくものです。

第2次となる須坂市地域福祉計画の策定にあたっては、地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実現するための住民の自主的、自発的な活動や行動のあり方を定める地域福祉活動計画を一体として策定し、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域に関わるものの役割や協働を明確にし、実効性のある計画とします。



5 福祉分野等の個別計画との関係

地域福祉計画は、地域福祉を推進するための理念や仕組みといった基本的な役割を担う計画であり、分野ごとに策定された福祉関連計画や福祉以外のさまざまな計画との整合性及び連携を図り、これらを包括的に一体的に捉えることで地域福祉推進の具体的な方向性を示すものとしします。



- 第四次須坂市障がい者等長期行動計画
- 第4期須坂市障がい福祉計画
- 第七次須坂市老人福祉計画・第六期介護保険事業計画

- 須坂市子ども・子育て支援事業計画
- 須坂市健康づくり計画（第2次健康須坂ときめき21）
- 須坂市人権政策推進基本方針
- 第四次すざか男女共同参画計画
- ほか

6 計画の地域的な単位

福祉課題が多様化、複雑化するなかで、地域福祉を推進し解決に向けて取り組んでいくためには、福祉課題に応じて、自治会、あるいは学校区単位といった住民に身近な地域での取り組みから、市全体での総合的・専門的な取り組みなど、重層的な取り組みが必要となります。

第2次地域福祉計画では、地域福祉を推進するための地域的な単位を「基本福祉圏」「地域福祉圏」「市域福祉圏」として3層に設定し、「自助」「互助」「共助」「公助」により地域福祉の課題に取り組んでいきます。

■基本福祉圏

須坂市には69の自治会があり、日常生活を営んでいる生活圏を形成しており、この圏域を基本福祉圏とします。

この圏域では、地域福祉推進の基本単位での活動として、地域での日常的な見守りや支え合い活動が活発に行われていくことが必要です。そのため、近所づきあいや自治会活動が一層活発に行われ、各地域で支え合いのネットワーク、助け合い起こし活動の広がりや、困った人を見逃さない、孤立する人がいないようにするためのセーフティネットのきめ細かな構築を進めます。

■地域福祉圏

基本福祉圏を、地縁的につながりの深い、また地域福祉の担い手でもある民生児童委員の地区協議会や市社会福祉協議会の支部単位でもある12の圏域に分類し、これを地域福祉圏と位置付けます。この圏域では、公民館活動と連動して、小さな拠点としての福祉サービス機能の強化とともに、既存組織のほかボランティア団体やNPO法人を中心とした組織的な活動がさらに活発化するように支援します。また、基本福祉圏の間の調整機能を設け、この圏域の地域福祉を推進します。(次ページ参照)

■市域福祉圏

市域全体を市域福祉圏とし、総合的な施策の企画や調整を行うとともに、市域全体を対象とした公的機関の相談・支援など、市域全体の地域福祉を推進します。

■須坂市の地域福祉圏の範囲 (地区人口は平成 27 年 10 月 1 日現在)

ブロック名	地区名	構成自治会	地区人口 (27. 10. 1)
第 1 ブロック	上部地区 (4 町)	穀町・上町・本上町・上中町	1,355 人
第 2 ブロック	東部地区 (5 町)	中町・春木町・太子町・新町・常盤町	2,536 人
第 3 ブロック	西部地区 (8 町)	横町・東横町・南横町・北横町・立町・馬場町・西町・須坂ハイランド	3,462 人
第 4 ブロック	南部地区 (7 町)	坂田町・南原町・北原町・小山町・屋部町・八幡町・境沢町	9,640 人
第 5 ブロック	日滝地区 (4 町)	相森町・高橋町・大谷町・本郷町	5,398 人
第 6 ブロック	豊洲地区 (8 町)	高畑町・南小河原町・小河原町・新田町・小島町・相之島町・北相之島町・豊島町	3,775 人
第 7 ブロック	旭ヶ丘地区 (4 町)	旭ヶ丘町・北旭ヶ丘町・松川町・光ヶ丘ニュータウン	3,666 人
第 8 ブロック	日野地区 (7 町)	八重森町・沼目町・塩川町・高梨町・五閑町・村山町・田の神町	6,066 人
第 9 ブロック	井上地区 (7 町)	井上町・福島町・中島町・九反田町・幸高町・米持町・二睦町	4,477 人
第 10 ブロック	高甫地区 (6 町)	上八町・下八町・野辺町・村石町・明德町・望岳台	3,479 人
第 11 ブロック	仁礼地区 (6 町)	仁礼町・亀倉町・夏端町・米子町・塩野町・峰の原高原	4,874 人
第 12 ブロック	豊丘地区 (3 町)	大日向町・豊丘町・豊丘上町	2,014 人

※統計の取り方の違いにより、9 ページの長野県毎月人口移動調査の人口と一致していません。

7 計画の期間

この計画は、上位計画である第五次須坂市総合計画後期基本計画との整合性を図るため、平成 28（2016）年度から平成 32（2020）年度までの 5 年の計画とします。

なお、他の福祉関連計画とはそれぞれ計画期間が異なることから、これらとの整合性に適宜配慮しつつ、推進していくほか、計画期間中に社会情勢等の変化により見直しの必要性が生じた場合には、適宜計画の見直しを行っていきます。

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
地域福祉計画	□ 策定	■	■	■	■	■					
次期計画					□ 見直し	□ 見直し	■	■	■	■	■

8 計画の進捗管理

計画の策定にあたって、庁内の組織として「須坂市地域福祉計画策定推進作業班」を設置して細部にわたり協議してきました。この計画の進捗管理については、この地域福祉計画策定推進作業班において、施策の実施状況や評価等を行います。

9 計画の策定体制

第 2 次計画の策定にあたっては、庁内の組織として関係各部署の職員による「須坂市地域福祉計画策定推進作業班」を設置するとともに、須坂市地域福祉計画策定懇談会設置要綱に基づき設置した、学識経験者や各種団体を代表する者で構成される「須坂市地域福祉計画策定懇談会」において内容の検討を行いました。

また、住民の地域福祉に関する意識等を把握するため、平成 27 年度に須坂市地域福祉計画市民意識調査を実施し、住民の福祉ニーズ等の把握を行い、その後素案についてパブリックコメントを実施し、計画に対する住民意見の反映に努めました。

第2 須坂市の福祉の方向 ～みんなが助け合い、健康に暮らせるまちづくり～

1 現状と課題

近年の福祉サービスは、介護保険制度や障害者自立支援制度の導入等により、措置から契約へと、利用者による選択の尊重、サービスの効率化等が図られた取り組みがされてきました。こうした動きを受け、誰もが身近な地域で自立した生活を送るために、住民の積極的な参加のもと、社会福祉に関わる者が連携・融合し、地域の特性を活かした福祉の輪を広げるために、平成18年3月に最初の「須坂市地域福祉計画」を策定しました。その後、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に改正施行され、また介護保険法が改正されることにより、高齢者や障がい者(児)等の自立を地域で支えながら、誰もが安心して暮らせる共生社会を実現していくことが更に求められているところです。

全国的に少子高齢化が進み、低迷する経済情勢から生活に困窮する人が増加している現在、須坂市においても高齢化率が30%を超え、生活保護世帯は190世帯を超え、保護率は5.6%（パーミル）まで上昇しています。その他、要介護認定者や障害者手帳所持者、ひとり親世帯、生活習慣病を治療する人等も年々増加傾向にあり、生活上の支援を必要とする人たちはますます増加しています。なかでも、精神障害者保健福祉手帳所持者や精神疾患による自立支援医療(精神通院医療)受給者が大幅に増加しており、現代の社会を象徴するものとなっています。

また、生活不安やストレスの増大は、自殺、虐待、孤独死や孤立死、ドメスティック・バイオレンス(DV)、引きこもり等につながることから、社会問題として取り上げられており、多様で複合的な課題を抱えて「制度のはざま」に陥りがちな生活困窮者への包括的支援を実現するためには、専門機関だけでなく、住民団体やボランティアなどのインフォーマルな部門とも協働した「支え合いの地域づくり」を行っていくことが求められており、須坂市においても、引きこもり等で孤立していたり、家族の介護のため離職を余儀なくされたことから仕事に就いていない人、さまざまな課題を抱えてごみ屋敷化している家族等、複合的な課題を抱えた人たちの存在が明らかとなってきています。

なお、東日本大震災をはじめ、大きな災害をもたらす災害が全国各地で発生しており、いざという時に支え合い、助け合える地域づくりが求められています。国は災害対策基本法の改正に伴い、要配慮者(要援護者)の把握から避難行動要支援者名簿を作成し、その名簿の活用により実効性のある避難支援につなげることを、市町村の取り組みとして明確化しています。須坂市では、須坂市地域防災計画に基づき、地域住民の理解と協力による避難行動要支援者への情報伝達や避難支援体制の整備を図るとともに、「新・地域見守り安心ネットワーク」をはじめとした地域の見守り体制を充実させることで、地域をはじめ須坂市全体の安全・安心体制の強化充実に向けた取り組みを進めていきます。

2 須坂市の現状

(1) 人口・世帯の状況

市の総人口は平成 10 年の 54,833 人をピークに減少に転じています。また、5 年ごとに実施される国の最も重要な統計調査である国勢調査では、平成 12 年の 54,207 人をピークに減少しています。

平成 23 年に策定した須坂市総合計画の基本構想における人口推計では、平成 32 年の人口を 47,480 人と推計しましたが、新たに平成 27 年に策定した須坂市人口ビジョンにおける推計では 48,300 人となりました。

人口に対して世帯数は増加傾向にあり、1 世帯における人員が年々減少していることがうかがえます。

なお、平成 27 年実施の国勢調査の速報結果によると、平成 27 年 10 月 1 日現在の人口は 50,743 人、世帯数は 18,453 世帯、1 世帯当たり人員は 2.88 となり、人口減少が加速化されるなか、核家族化が進んでいます。

		人口（人）	世帯数（世帯）	1 世帯当たり人員(人)
須坂市	平成 2 年	53,662	15,346	3.50
	平成 7 年	53,842	16,336	3.30
	平成 12 年	54,207	17,323	3.13
	平成 17 年	53,668	17,863	3.00
	平成 22 年	52,168	18,106	2.88
	平成 26 年	51,045	18,492	2.76
	平成 27 年	50,576	18,506	2.73
長野県	平成 27 年	2,096,952	818,062	2.56

(各年 10 月 1 日現在)

※平成 27 年 10 月 1 日の人口及び世帯数は、国勢調査の速報値と長野県毎月人口異動調査では、統計調査の違いにより一致していません。

資料：国勢調査（H2～H22）、長野県毎月人口異動調査（H26～H27）

(2) 年齢区分別人口

人口を年齢区分別にみると、14 歳以下の年少人口、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は共に減少し、65 歳以上の高齢人口は増加しており、少子高齢化が進みつつあります。

推計では、高齢人口の占める割合は平成 32 年には 32.8%となり、3 人に 1 人が高齢となり、平成 52 年には 38.9%まで上昇する見通しです。

		総人口 (人)	0～14 歳(人)	15～64 歳(人)	65 歳以上(人)
須坂市	平成 2 年	53,662 (100%)	10,208 (19.0%)	35,793 (66.7%)	7,653 (14.3%)
	平成 7 年	53,842 (100%)	8,748 (16.2%)	35,658 (66.2%)	9,435 (17.5%)
	平成 12 年	54,207 (100%)	8,209 (15.1%)	34,988 (64.6%)	11,007 (20.3%)
	平成 17 年	53,668 (100%)	7,798 (14.5%)	33,509 (62.4%)	12,361 (23.0%)
	平成 22 年	52,168 (100%)	7,248 (13.9%)	31,099 (59.6%)	13,752 (26.4%)
	平成 26 年	51,045 (100%)	6,815 (13.4%)	29,038 (56.9%)	15,123 (29.6%)
	平成 27 年	50,576 (100%)	6,643 (13.2%)	28,392 (56.2%)	15,472 (30.6%)
長野県	平成 27 年	2,096,952 (100%)	272,968 (13.1%)	1,191,253 (57.0%)	672,008 (30.0%)

※年齢不詳の人がいるため、年齢区分別人口の合計と総人口が一致していません。

資料：国勢調査（H2～H22）、長野県毎月人口異動調査（H26～H27）

(3) 住民の意識等

須坂市では、第2次地域福祉計画の策定にあたり必要となる、福祉ニーズ等の把握や施策の評価等の基礎資料とするため、住民2,000人を対象とした意識調査を実施しました。調査は須坂市に住所のある18歳以上の市民を無作為に抽出し、郵送でアンケートを実施し、1,220人の住民から回答をいただきました。

① 地域の状況について

地域については、多くの住民が自分たちの住んでいる地域に愛着を持って暮らしています。しかし、地域のまとまりや助け合いができていると感じている反面、地域の活動にはなかなか参加できていないことがうかがえます。

地域に愛着を持つとともに、地域の絆を保ち、助け合い起こしのできる地域にするためには何が必要か検討していくことが重要となります。

1) 地域への愛着

「とても愛着がある」が14.8%、「ある程度愛着がある」が57.2%で、72.0%の人が自分の住む地域に何らかの愛着を持っている。反面18.7%の人は地域への愛着があまりないか、まったくないと答えている。これは5人から6人に1人の方は地域に愛着をもっていないこととなる。

2) 地域のまとまりがあるか

「大変そう思う」と「そう思う」で40.6%となり、平成15年の調査(19.7%)と比べるとその割合は2倍に増えている。反面、「わからない」と答えた人が32.5%となり、3分の1の人は地域のまとまりについて理解ができていない。

3) 地域でお互いが助け合っているか

「大変そう思う」が2.9%、「そう思う」が33.4%で、前回の調査と比べ、助け合っていると思っている人の割合はほぼ同じであったが、前回は「大変そう思う」が25.0%であり、その割合は減っている。また、「わからない」と答えた人が36.4%あり、地域での助け合いの気持ちの希薄化が表れている。(前回は5.3%)

4) 近所つきあい

「あいさつをしあう程度」と答えた人が40.7%で一番多く、その割合は前回とほぼ変わりがなかった。しかし、「何か困ったときに助け合える親しい人がいる」と答えた人の割合が14.2%で、前回の3倍弱に増え、逆に「ほとんど付き合いがない」と答えた人は7.5%で前回の23.9%から大きく減少した。

5) 地域での活動

地域での活動では「町内会の活動」に参加している人の割合が一番多かった反面、全体の39.9%の人が「参加していない」と答えた。

地域で活動するときに支障となるものは、「仕事・学校の都合で時間がない」と答えた人が35.5%のほか、何らかの理由で時間がないと答えた人の割合が約半数を占めた。

地域での活動における問題点として、「活動の中心となる人が高齢化している」が22.2%、「住民の関心が低い」が23.0%とそれぞれ2割強を占めた。次いで「活動する人の確保ができない」が16.3%、「活動のために情報が十分でない」ことが10.1%となった。

② 地域福祉について

困りごとがあったら自分から「助けて」が言える、周りに困っている人がいたら自分のできる範囲で手助けしたいと考える人が多い反面、「助けて」が言えない人や困りごとを相談できる人がいないと答えた人もいました。

困っている人への支援についても、何をして良いのかわからない、余裕がないといった意見もあり、日常生活のなかでは地域福祉について考える余裕がない状況がうかがえます。

地域で安心して暮らしていくためには、生活していくうえでの困りごとを相談できる地域、助けてと言える地域、助け合い起こしの地域をつくっていくことが必要です。住民が地域における生活課題（生活上の困りごとなど）に気づき、関心を持ち、地域の住民相互に支援する力や生活課題を解決する力を高める地域づくりを進めることが重要です。

また、福祉とは高齢者や障がいのある人等の問題と捉えがちですが、地域福祉とは、住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域を、住民自らがつくっていくことです。

1) 「助けて」と言えるか

43.1%の人が「言える」と答えたが、「言えない」と答えた人も16.3%いた。

2) 暮らしの困りごとを、家族や親せき以外で誰に相談するか

「知人・友人」が51.4%と一番多かったが、8.0%の人が「相談できる人がいない」と答え、「町内会の役員」(0.9%)、「民生児童委員」(1.3%)と答えた人よりも多かった。

3) 隣近所の人に支援してもらいたいのか

「支援してもらいたくない」と答えた人が 17.1%となり、「支援してもらいたい」と答えた人の割合を超えた。「わからない」と答えた人の割合が一番多く 65.0%となった。現在は支援を必要とする状況にない人の答えの多くが「わからない」となったようだ。

4) 近所に支援が必要な人がいたらどうするか

積極的に手助けしたいと考える人は、「自分でできる限り」が 18.2%、「近所の人と一緒に」が 15.0%で、あわせて 33.2%となった。

求めがあった場合手助けしたいと考える人は、「行政機関などから頼まれれば」が 2.9%、「本人から求められれば」が 30.1%で、あわせて 33.0%となった。

反面「何をすればいいかわからない」が 10.4%、「余裕がない」が 10.0%となった。

5) 近所に介護や子育てで困っている家庭があったら何ができるか

「見守りや安否確認の声かけ」が一番多く 24.2%、「災害時の手助け」が 17.6%であり、「家事、雪かきの手伝い」「お年寄りの話し相手」等がそれに続いた。

反面、特になしと答えた人が 6.8%いた。

6) 日々の生活での悩みや不安はどんなことか

「自分や家族の健康」(22.3%)、「自分や家族の老後」(20.7%) など自分や家族の心配が 43.0%を占めた。次いで「経済的な問題」が 16.0%となった。

③ 福祉サービスについて

福祉サービスについては、利用したいと考えている人が多くいたが、福祉サービスを使う状況にない人には関心が薄く、福祉サービスについても日常生活を送るうえで必要性を感じていないようです。

福祉サービスを、高齢者や障がいのある人に対する公的サービスと捉えることが多いことから、これらのサービスを使う状況にない人たちには、福祉サービスについての関心が低くなりがちです。

生活で困っている人が困ったと言える、助け合い起こしが自然とできることも大きな意味での福祉サービスです。住み慣れた地域で安心して暮らしていくために不足するサービスを自らがつくっていく地域を目指すことが重要です。

1) 福祉サービスを利用するか

「抵抗なく利用したい」が 54.6%、「抵抗はあるが利用したい」は 26.9%となり、利用するとした人の割合は 81.5%であった。

今は福祉サービスを利用する状況にないことからか、「わからない」と答えた人が 16.4%あった。

2) 家族に介護が必要となったときどうするか

「在宅で介護したい」と答えた人の割合が 72.0%となり、「介護福祉施設で介護してもらいたい」は 16.9%であった。

また、「介護サービスを利用して介護する」と答えた人が 84.6%で、「家族・親族が在宅で介護」は 4.3%であった。

3) 福祉サービスの情報をどこから得るか

「市の広報」が 18.1%、「インターネット・ホームページ」が 13.0%、「家族・親戚」が 11.6%であった。「情報が入ってこない」と答えた人が 2.6%あった。

4) 災害時に地域で支え合うために必要とすること

「日頃からの近所の交流」が必要であると答えた人が 34.3%であった。

5) 新・地域見守り安心ネットワークについて

「名前も内容も知らない」が 65.9%、「名前は聞いたことがあるが内容はよく知らない」が 23.0%であり、内容を知らない人が 88.9%であった。

6) 孤独死・孤立死がおこるのは

「高齢者のみの世帯の増加」が 37.6%、「地域のつながりの希薄化」が 31.5%であった。

7) 不足している又は必要と思われる福祉サービス

「特にない」が 76.1%、無回答が 11.2%あり、福祉サービスの内容がわからないことや、現在は必要としていないことが原因と思われる。

④ ボランティアや市民活動について

須坂市社会福祉協議会をはじめとした福祉活動について、その活動内容を知らないと答えた人が多くを占めた。ボランティアや住民活動に参加している人も少なく、福祉サービスが必要になってはじめて自分のこととして感じるようになるため、普段の生活からボランティアや住民活動について考えている人は少ないようです。

さまざまな福祉活動について住民に情報提供するとともに、住民が地域の生活課題に気づき、その解決のために何ができるかを考え、住民活動に自ら参加できる地域をつくっていく必要があります。

1) 須坂市社会福祉協議会について

「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」と答えた人が 60.2%あった。また、「名前も活動の内容も知らない」と答えた人が 16.1%いた。

2) 社会福祉協議会が行う「助け合い起こし活動」について

「名前も活動の内容も知らない」と答えた人が 49.5%を占め、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」を含め、活動の内容を知らない人の割合が 86.9%となり、内容を知らない人が多い結果となった。

3) NPO活動やボランティア活動

「している」と答えた人は 8.4%であった。

4) ボランティアセンターについて

「名前も活動の内容も知らない」と答えた人が 45.9%を占め、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」を含め、活動の内容を知らない人の割合が 90.2%となり、内容を知らない人が多い結果となった。

5) 今後どのような活動に参加したいか

「高齢者に関する活動」が 10.7%、「子育てに関する活動」が 10.8%であった。「災害時の救助に関する活動」が 14.8%、「地域の行事の手伝い」が 11.4%であったが、反面「参加したい活動はない」が 13.7%となった。

6) 民生児童委員が行う活動

「日常生活の悩みや心配ごと」「福祉に関する情報」「高齢者支援」「子ども」それぞれに回答があったが、「わからない」と回答した人が 13.6%いた。

7) 自分の地域の民生児童委員を知っているか

「知らない」(54.9%)と答えた人が、「知っている」(40.1%)と答えた人より多い結果となった。

8) 障がい者の相談窓口「須高地域総合支援センター」について

名前を知らない人が64.0%、活動を知らない人が89.3%であった。

9) 生活困窮者の相談窓口「須坂市生活就労支援センター」について

名前を知らない人が74.6%、活動を知らない人が91.6%であった。

⑤ 福祉行政について

福祉については、行政と地域住民が協力して取り組むと考える人が多くいるなか、介護などで自分や家族の将来に不安を感じている人が多いようです。

公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題が増えています。住民参加を得るなかで、地域住民や民間、行政それぞれの役割による、「自助」「互助」「共助」「公助」の意識により福祉のまちづくりを進めることが重要です。

1) 子どもたちに対する福祉教育のあり方

「学校教育のなかで」が一番多く31.8%となり、「地域活動を通じて」が25.0%、「生活のなかで」が16.9%となった。

2) 市が設置した「地域包括支援センター」について

名前を知らない人が56.7%、活動を知らない人が82.4%であった。

3) 福祉に対する考え

「行政と地域住民が協力して取り組む」が63.6%を占めた。

4) どんな福祉のまちを望むか

「介護が必要になっても安心して施設や在宅サービスが利用できるまち」が一番多く24.7%で、「安心して子育てのできるまち」は8.5%であった。自分や家族の将来に対する不安が感じられた。

第3 基本構想

1 第2次計画の方向

これからの地域福祉は、従来のような高齢者・障がい者・子ども等の分野別に対象者を捉えるのではなく、すべての住民が個人として尊厳をもって、家庭や地域のなかでその人らしく安心して幸せな生活がおくれるよう、多様な地域福祉の取り組みに結びつけていくことが必要となります。

これらのことを踏まえ、第2次となる本計画においても第1次の須坂市地域福祉計画の基本的な考え方を継承しながら、次の4つを基本的な考え方として、須坂市の福祉を展開します。

(1) 生活課題の解決への住民等の積極的参加

日常生活でさまざまな困りごとや心配ごと等の問題を抱える人が増え、その問題も複雑・多様化していくなかで、これらの生活課題を解決するために、住民一人ひとりが地域社会を支える一員としての役割を担い、地域住民、NPO法人や企業等を含め、誰もが福祉活動や地域福祉のまちづくりに積極的に参加し、協働で支え合うことのできる社会をつくっていきます。

地域福祉における住民参加は、お互いの支え合いのための「担い手」ということのほか、福祉サービスの提供システムをいかに自治的につくり、実行し評価していくかということに意義があります。

(2) 利用者主体のサービスの実現

福祉サービスの利用者を一人の人間として捉え、利用者本位の考えに立ってサービスが提供される社会をつくります。

また、サービスの評価にあたっては、情報公開や事業運営の透明化を図り、住民の信頼と理解を得るよう努めます。

利用者の立場に立った新たな仕組みや、それぞれの地域ごとに利用者が使いやすい形のサービスが提供できる仕組みづくりに、住民やサービスの利用者の視点に立って、地域で暮らす全ての人々や、サービスを提供する主体、行政が連携し、互いに協力して取り組みます。

(3) サービスの総合化の確立

公的サービスや民間によるサービス・支援など、多様なサービスがそれぞれ十分な連携を図りつつ、住民一人ひとりの生活上のさまざまな課題に対応するために、サービスを総合的に提供できる仕組みを、地域で整えます。

住民等による支え合いの地域福祉活動と、公的な基盤に支えられたフォーマルサービスが、その特徴を活かしながら連携していくことで、住民の生活を総合的に支えていくことが可能となります。

(4) 生活関連分野との連携

地域福祉の推進のために、福祉・保健・医療との一体的な運営にとどまらず、教育・人権・就労・住宅・交通・環境・まちづくりなどのさまざまな生活関連分野との連携を推進します。

2 計画策定の基本的な考え方

社会福祉法第 107 条に規定されている 3 つの基本事項と、新たな課題である 2 つの事項を柱として、国から示された計画策定指針などに基づき、地域住民の皆さんの意見を十分に踏まえて計画を策定しました。

■社会福祉法第 107 条の「3 つ基本事項」と新たな「2 つの課題」

3 つの基本事項

- ① 地域における福祉サービスの適正な利用の促進に関する事項
- ② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2 つの新たな課題

- ④ 要配慮者（要援護者）の支援方策に関する事項
- ⑤ 生活困窮者自立支援方策に関する事項

3 基本理念

■地域住民が主体となって、みんなで支え合う福祉のまちづくり

社会の大きな変化に対応しつつ、地域住民一人ひとりの暮らしを支え、地域福祉の推進を図っていくには「持続可能な福祉のまちづくり」が必要です。

地域住民や民間、行政の役割を見直すと共に「自助」「互助」「共助」「公助」の意識を持って、住民主体の助け合いの精神による、地域住民が主体の、みんなで支え合う福祉のまちづくりを目指します。

4 基本目標

基本理念の実現をめざして、次の基本目標を掲げて施策を推進します。

(1) 助け合い起こしで、みんなで支え・支えられる地域づくり

住民が互いに価値観を認め合い、地域で互いに支え合う安全で安心な暮らしを基本にした地域福祉を推進する組織づくりを進めるとともに、行政や地域住民ボランティア等と連携・融合して子育て支援や要配慮者（要援護者）の見守り等を行う、ともに生きる地域づくりを進めます。

地域住民を施策の対象としてのみ捉えるのではなく、地域福祉の担い手として位置付けるとともに、地域住民の自主的な活動と福祉関係諸団体及び公的なサービスとの連携を図っていきます。

地域における人材の発掘や育成に努め、「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方を土台として、不足する福祉サービスは自らが協働により整備するなど、地域住民が積極的に活動できる環境づくりを進めます。

また、福祉に関する生涯学習の推進や男女共同参画社会の実現に向けての取り組みを進め、地域福祉に関する考え方の啓発や福祉の心の醸成に努め、福祉の文化の創造に取り組みます。

(生活課題の解決への住民等の積極的参加)

(2) みんなで支えるサービスの仕組みづくり

住み慣れた地域で、健康で生きがいをもって暮らすためには、多様なサービスを安心して利用できる地域福祉の仕組みが必要となります。

福祉サービスの利用者を一人の人間として捉え、利用者本位の考えに立った多様なサービスの提供と苦情解決や権利擁護等、安心してサービスを受けることのできる制度の充実を、民と公の協働で進めます。

また、福祉サービスに関する情報の提供や相談の体制づくりを推進し、自立を支える地域づくりを進めます。

公的サービスや民間によるサービス・支援など、多様なサービスがそれぞれ十分な連携を図りつつ、総合的に展開されていくことが不可欠であり、総合的なサービスの供給体制を構築します。

(利用者主体のサービスの実現)

(サービスの総合化の確立)

(3) みんなにやさしい、安全・安心な福祉のまちづくり

地域福祉の推進には、福祉・保健・医療の一体的な運営を図るほか、教育・就労・住宅・交通・環境・まちづくりなどの生活関連分野との連携を推進します。

自立した生活をおくるために、ユニバーサルデザインの考え方や、ノーマライゼーションの理念の普及に努め、物にも心にもバリアのないまちづくりを進めます。

また、生涯にわたり、住み慣れた地域で安全に安心して暮らすことができるよう、住民同士の相互の信頼関係により、地域ぐるみで見守りができる社会を構築します。

(生活関連分野との連携)

5 施策体系

基本理念：地域住民が主体となって、みんなで支え合う福祉のまちづくり

基本目標１：助け合い起こして、みんなで支え・支えられる地域づくり

施 策	主 要 事 業
1 地域福祉の担い手の育成	1 福祉意識の醸成
	2 地域福祉活動の人材育成
2 支え合う地域づくり	1 小地域ネットワーク活動の促進
	2 ボランティア活動・NPO法人の活動の支援
	3 大学や企業、商店等との連携
3 交流の場（集い場）づくり	1 多様な交流の促進
	2 身近な交流の場の確保

基本目標２：みんなで支えるサービスの仕組みづくり

施 策	主 要 事 業
4 情報提供・相談体制の充実	1 サービス情報の提供
	2 身近な地域の相談窓口の充実
	3 相談機関のネットワークづくり
5 サービスの質の向上と権利擁護の推進	1 サービスの質の向上
	2 権利擁護の推進
6 連携体制の充実	1 地域と専門機関の連携づくり
	2 関係機関の連携・支援の充実
	3 生活困窮者への支援

基本目標３：みんなにやさしい、安全・安心な福祉のまちづくり

施 策	主 要 事 業
7 都市基盤・生活環境の整備	1 移動の利便性の向上
	2 ユニバーサルデザインのまちづくり
8 見守りの推進	1 子どもの見守り活動の充実
	2 消費者被害の防止
9 緊急時や災害時の対応	1 緊急時の支援体制の確立
	2 災害時の支援体制の確立

第4 推進する施策

■基本目標1 助け合い起こしで、みんなで支え・支えられる地域づくり

家庭や地域社会の結びつきが希薄化する一方で、高齢化と少子化、人口減少が進み、世帯数は上昇し、ひとり暮らしや夫婦のみ世帯、ひとり親世帯など、見守りや支援を必要とする人が増加し、公的な福祉サービス（公助）とともに、身近な生活課題の解決のため、より一層住民相互の支え合い（互助・共助）が重要となっています。

地域のつながりは、近所づきあい等身近なところから始まり、その日常的な人間関係の積み重ねが暮らしやすさにもつながっていきます。支え合いや助け合い起こしには、こうした人と人とのつながりが最も大切となります。

住民一人ひとりが相互に認め合い、人権を尊重し合い、助け合い起こしが自然にできる地域社会を実現するために、住民のだれもが福祉の担い手として気軽に地域福祉活動に参加し、また、世代間など多様な交流を通して、助け合い起こしの輪を広げ、みんなで支え・支えられる地域づくりをめざします。

■施策1 地域福祉の担い手の育成

① 福祉意識の醸成

だれもが福祉に関心を持って、支援を要する人に気軽に、自然に助け合い起こしができるとともに、小さい頃から福祉の意識や人権意識が身に付くよう、さまざまな機会や方法による啓発を進めます。

また、児童や高齢者、障がいのある人に対する虐待、ドメスティック・バイオレンスなど、人権侵害を見逃さない人権擁護の社会づくりに努めます。

施策・事業	内 容
地域福祉に関する啓発の推進	●地域福祉に関して住民の理解が深められるよう、さまざまな機会や方法により啓発を進めるとともに、生涯学習に組み入れるなど、住民が理解しやすい環境を整えます。
学校における福祉教育の推進	●学校と市社協、社会福祉施設等が連携して、子どものボランティア体験や職場体験等を推進する等、小さい頃からの地域福祉に関する意識の醸成を進めます。 ●教職員に対して地域福祉に関する情報の提供を図ります。
地域における福祉学習の推進	●市社協と民生児童委員等が連携を深め、住民が福祉についての理解を深められるよう、地域における福祉学習を推進します。

人権啓発の推進	●「須坂市部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護に関する条例」や「須坂市人権政策推進基本方針」に基づき、家庭や学校、地域団体、職場等と連携を深め、住民相互に人権を尊重し、あらゆる差別をゆるさない社会づくりを進めます。
虐待の防止	●須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会により、児童虐待、高齢者虐待、障がいのある人への虐待のほか、配偶者等親密な関係にある者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）も含め、虐待を早期に発見するために、情報共有や虐待に関する正しい理解の普及、住民への啓発を行います。 ●児童虐待について、関係機関との連携により、児童虐待防止対策の充実と早期発見・早期支援に努めます。 ●高齢者虐待について、地域包括支援センターを中心に地域におけるさまざまな関係団体等と連携して、虐待を受けている高齢者と養護者に対する適切な支援に努めます。 ●障がいのある人の虐待について、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」に基づき、須坂市障害者虐待防止センターにより、早期発見と適切な支援に努めます。
男女共同参画社会の推進	●「須坂市女と男がともに参画する社会づくり条例」や「須坂市男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画の視点に立って、女性も男性もいきいきと活動できる社会づくりを進めます。

■須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会（子ども課）

須坂市における要保護児童、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス、高齢者虐待、障がい者虐待及びその他家庭内での虐待の未然防止や早期発見、虐待等を受けた被害者とその養護者への早期対応及び自立に至る支援を行うために設置しています。

- 1 虐待被害者等の適切な保護及び支援をするために必要な情報の交換
- 2 〃 適切な保護及び支援の内容に関する協議
- 3 〃 適切な保護及び支援における関係機関連携の促進

【構成メンバー】

須坂市民生児童委員協議会、主任児童委員部会、須坂市社会福祉協議会、須坂市保育園連盟
須高地域総合支援センター、長野圏域介護保険事業者連絡協議会須高支部

須高医師会、須高歯科医師会

須坂市校長会、須坂市幼稚園連盟

長野人権擁護委員協議会須高部会、長野県弁護士会、長野家庭裁判所、長野地方法務局

長野保健福祉事務所、長野中央児童相談所、須坂警察署

須坂市、須坂市福祉事務所、須坂市教育委員会

《具体的な事業の方向》

事業	現状値(H26)	事業の方向
福祉教育推進ネットワーク会議	2回 延 46人	●市内小中高校、福祉施設及び地域ボランティア団体等の連携の推進を図る。
小中学生ボランティア体験教室	6回 延 230人	●小中学校の児童生徒を対象に、体験を通して社会のつながりに気づき、感動し、共感し、連帯することのできる人間性を育み体験教室を充実する。
福祉ボランティア体験出前講座	講師派遣 13件 用具貸出 7件	●学校や地域の依頼により、体験講座の相談、講師派遣の調整、用具貸出等を行う体験出前講座を、より多く開催する。

② 地域福祉活動の人材育成

地域福祉活動に関するボランティアの発掘や育成、地域福祉活動の多様な担い手の育成や確保を図るため、須坂市社会福祉協議会をはじめ社会福祉施設や企業等と連携して、地域福祉活動の人材育成を推進します。

施策・事業	内 容
ボランティア養成講座の充実	●住民のボランティア活動への参加を働きかけるため、関係機関と連携してボランティア入門講座等、住民の知識や体験等に応じた講座の充実を図ります。
地域ボランティアの育成支援と活動の促進	●地域のちょっとした困りごとの手助けや話し相手、買い物支援、除雪支援等、多様なニーズにきめ細かく対応できるよう、地域ボランティアの育成と、そのきっかけづくりとなるボランティア体験の機会づくりを進めます。 ●地域でのボランティア活動の住民ニーズとボランティアを結ぶ、コーディネーターの機能の強化を進めます。
社会福祉施設や医療機関等との連携によるボランティア活動の場の提供	●ボランティア講座等を受講した人が、ボランティア活動に参加するきっかけとなるよう、また、実践により知識や技術を身につけられるよう、社会福祉施設や医療機関等と連携し、ボランティアの機会の提供を促進します。
地域福祉活動の多様な担い手の育成確保	●民生児童委員協議会と連携して、民生児童委員の活動を支援します。 ●市社協の地域福祉コーディネーター機能を強化し、助け合い起こしの推進を図るとともに、コミュニティソーシャルワーカーの育成を支援します。 ●地域福祉活動に多様な担い手の参加を促進するため、市社協をはじめ地域団体等と連携し、NPO法人や企業ボランティア等の育成・確保に努めます。 ●各種のボランティアの人材登録を地域福祉活動の担い手育成につなげられるよう検討します。

■住民参加型助け合い支援事業（「こころ・つなぐ・助け合い」事業）

市社協では、有償サービスを活用し、地域の助け合いによる日常生活を支援しています。

外出・通院	病院内介助	ゴミ出し	見守り	買い物	合計
148 件	12 件	108 件	74 件	43 件	延 385 件

（須坂市社会福祉協議会 平成 26 年度実績）

《具体的な事業の方向》

事業	現状値 (H26)	事業の方向
ボランティア人材の登録促進	64 団体 4,237 人	●ボランティア連絡協議会へのボランティア団体の加入を促進し、ボランティア人材の登録者を増やす。
ボランティア市民活動交流集会	1 回 80 人	●ボランティア活動を行う住民の情報交換や研修等の交流を充実させる。
こころ・つなぐ・助け合い事業	延 385 件	●有償サービスによるボランティア活動により、困っている人の日常生活を支援する事業を拡大させる。
コミュニティソーシャルワーカーの育成	0 人	●生活が困難な支援を必要としている人や地域への支援を通して、地域と人をつなぎ付けたり、生活支援や公的支援制度の活用を調整するためのボランティアスタッフを育成する。

■施策 2 支え合う地域づくり

① 小地域ネットワーク活動の促進

地域住民による小地域ネットワーク活動が活発に行われるよう、須坂市社会福祉協議会と連携して、お互いに支え合い、助け合い起こし活動を実践する住民組織の構築を推進します。

施策・事業	内 容
新・地域見守り安心ネットワーク事業の周知	●市社協と連携して、「新・地域見守り安心ネットワーク事業」について、住民に対する理解を深めるため、さまざまな機会や媒体を活用して、周知を図ります。
支部社協活動の支援	●地域の人口や世帯構成、住居形態等の地域特性や、実情に合った地域福祉活動を促進するため、市社協や自治会、民生児童委員と連携して、支部社協活動を支援します。
孤独死や虐待防止等の見守り活動の促進	●身近な地域での孤独死や虐待、ドメスティック・バイオレンスを防止するとともに、徘徊老人の安全確保等を行う見守り活動や、行政等への通報等の体制づくりを進めます。

自殺をしない・させないための取り組みの強化	●須坂市自殺予防対策連絡会議を中心に、自殺に傾いた人や悩んでいる人に早期に気づき、適切な相談につなぐため、医療機関等と連携してネットワークを充実させます。 ●住民を対象とした講座の開催や、企業と連携した研修会を開催し、こころの健康づくりや精神疾患に対する正しい知識の普及を図ります。
地域福祉活動等の先進事例の情報提供等	●住民が地域で取り組める事例の発見や、ボランティア活動の意識や楽しさ、やりがい等の情報の共有を図り、住民自身が福祉課題を理解し、地域福祉活動への参加ができるよう、自治会やボランティア団体等が実施している地域福祉活動の事例を収集し、地域団体等に情報提供等を進めます。

■須坂市自殺予防対策連絡会議（健康づくり課）

自殺は、健康問題や家族問題などの個人的問題だけでなく、失業、倒産、多重債務、長時間労働、介護、いじめなどの社会的要因が複雑に関係し、心理的に追い込まれた末の死であり、保健医療、福祉、経済、法律等様々な観点からの支援が必要になります。

このことから各行政相談の担当者が自殺に関する理解を深め、相談者の抱える問題に早期に気づき、適切な相談窓口につなげられるネットワークの構築と連携した自殺予防の啓発活動を推進するために、情報の共有化と情報交換を行うために設置した会議です。

【委員】課長及び担当係長

- ・総務部：政策推進課、税務課
- ・健康福祉部：福祉課、高齢者福祉課、地域包括支援センター、健康づくり課
- ・市民共創部：市民課、男女共同参画課、人権同和政策課
- ・産業振興部：産業連携開発課、商業観光課
- ・消防本部：警防課
- ・須坂市社会福祉協議会

【関係機関】

- ・須高医師会、須坂市民生児童委員協議会、須坂警察署、長野保健福祉事務所、働き盛りの健康づくり研究会、須坂商工会議所、ハローワーク須坂、須坂病院、労働組合

《具体的な事業の方向》

事業	現状値(H26)	事業の方向
自殺予防対策	自殺者 11人	●身近な人の自殺を示すサインに気づき、見守りや専門機関へのつなぎ等により自殺する人をなくす。
認知症サポーターの養成	累計 5,340人	●徘徊老人等の安全確保を図るための、認知症サポーターの養成を増やす。

② ボランティア活動・NPO法人の活動の支援

ボランティア活動の活性化を図るため、ボランティアセンター機能の強化を図り、福祉分野とNPO法人や福祉分野以外のボランティア活動との連携や交流を進めます。

また、NPO法人の活動の促進を図るため、NPO法人の立ち上げの支援や、NPO法人と地域の団体との連携に向けた取り組みを推進します。

施策・事業	内 容
ボランティアセンター機能の強化	●ボランティアセンターの機能を高め、ボランティアの登録、あっせん、相談、受給等の調整機能等の強化を進めます。 ●市社協との連携を深め、地域でのちょっとしたボランティア活動のマッチングを行うことができる体制づくりを検討します。
福祉分野以外のボランティア活動との連携促進	●住民のボランティア活動の活性化や取り組みの充実を図るため、ボランティアセンターを活用して、福祉分野以外のボランティア活動との連携について検討します。
ボランティアのステップアップ講座等学習機会の充実	●ボランティア活動に携わる人の知識や技術の向上のため、また、福祉に関する制度やサービス等について理解を深められるよう、研修情報を収集・提供するとともに、学習機会の充実を図ります。
NPO法人の立ち上げ支援等	●住民の公益活動等を促進するため、NPO法人の設立や運営に関する講座や相談業務を実施するなど、NPO法人の立ち上げ等の支援について検討します。

■須坂市社会福祉協議会が行うボランティア活動推進事業

①ボランティアセンターの運営

- ・ボランティアの登録、斡旋、相談、受給等のコーディネート
- ・ボランティア情報の発信（広報紙「助け合い起こしすざか」に掲載）
- ・福祉ボランティアセンターの管理運営（H26年度、延 386 団体、3,021 が利用）

②ボランティアの育成・研修

- ・市民向けボランティア講座
- ・災害ボランティアコーディネーター養成講座
- ・福祉施設体験教室サマーチャレンジボランティア
- ・災害ボランティア派遣事業

③ボランティア連絡協議会（H26年度 加入 64 団体、4,237 人加盟）

- ・ボランティア市民活動交流集会
- ・ステップアップ研修会の開催
- ・ふれあい広場の開催 等

《具体的な事業の方向》

事業	現状値(H26)	事業の方向
ボランティアセンターの利用促進	386 団体 3,021 人	●ボランティアの登録、斡旋、相談等やボランティアを求める人を行う人の連絡調整と、ボランティア情報を発信するボランティアセンターの利用団体、利用者数を増やす。
ボランティアステップアップ研修	1 回 12 人	●ボランティアの活動を支援するために、ボランティアステップアップ研修を充実させる。
ふれあい広場	1 回 2,000 人	●障がい者の社会参加とボランティアの輪を広げることを目的に実施するふれあい広場の充実を図る。



(社協の「ふれあい広場」)

③ 大学や企業、商店等との連携

地域の多様な福祉ニーズに対応するため、大学や企業、商店等と連携し、専門的な知識や技術、人材、場所等を地域福祉活動を進めるうえでの資源として、地域団体が活用できるよう働きかけていきます。

施策・事業	内 容
大学等との連携による学生ボランティア活動の検討	●蔵の町並みキャンパス事業等を活用して、子どもの見守活動や放課後、週末等の学習支援、社会福祉施設でのボランティア体験等学生ボランティア活動の促進を検討します。
企業や商店等と連携した地域福祉活動の検討	●地域の多様な福祉ニーズにきめ細かく対応できるよう、企業や商店等の地域活動への参加を促進します。 ●企業や商店等と地域団体との情報の共有を図り、地域での社会貢献の取り組みを促進します。 ●企業や商店等と連携して、中間就労等の場の確保について研究します。 ●支援を必要としている子どもたちが、地域の企業や商店などに出向き仕事体験をすることで、生まれた地域で子どもと地域がともに育ちあう「ぶれジョブ」の活動を支援します。

■蔵の町並みキャンパス事業（まちづくり課）

須坂は明治から昭和初期にかけて製糸業により栄えた町で、この繁栄の象徴として当時建てられた豪壮な土蔵造りの町家が、市の中心市街地に多く残っています。

また、市内には、養蚕・製糸関係の資料、博物館や美術館の所蔵品、伝統的な食文化である味噌、そば、酒、そして最近では伝統野菜の栽培の拡大など多くの研究材料があります。

この歴史と文化の集積である蔵造りの建物を活用し、学生等が研究交流する中で、21世紀を担う知の創出と、新たな情報の発信地として賑わいあるまちづくりを進めるため、“蔵の町「須坂」をキャンパスに”をメインテーマに、市民の皆さん、市内の企業、まちづくり団体と行政が連携し「蔵の町並みキャンパス推進協議会」を設立し、大学、短大、高等専門学校の授業や研究活動を支援しています。

■ふれジョブ（須坂ふれジョブ推進会議／学校教育課）

支援を必要としている子どもが放課後や休日を利用して、地域の企業やお店などに出向き、ジョブサポーターとともに、しごと（job）をします。

支援を必要としている子どもを真ん中にして、保護者、学校、地域の企業（お店）、地域住民、ジョブサポーターが手をつなぐことで、地域の中に支援の輪を広げる活動です。

「すみさか」「おおもり」「ときわ」の3つのふれジョブが地域で活動しています。

《具体的な事業の方向》

事業	現状値(H26)	事業の方向
サマーチャレンジボランティア	延 115 人	●高校生以上を対象に、夏季休暇を活用してボランティアを体験する事業を充実させる。
働きざかりの健康づくり研究会	延 203 人	●従業員の元気は企業の活性化、そして市の活性化という視点に立ち、企業と企業そして行政が手を取り合って、元気な企業、事業所を目指して健康づくりに取り組む。
プレジョブに参加する企業や商店	45 社	●支援を必要としている子どもたちの、地域でのしごと体験の場を提供する企業や商店を増やす。

■施策３ 交流の場（集い場）づくり

① 多様な交流の促進

助け合い起こしの地域づくりを進めるため、子どもから高齢者、障がいのある人等あらゆる人がお互いに分かりあえるよう、地域で多様な交流の機会づくりを進めます。

施策・事業	内 容
コミュニティ活動の促進	●住民が協働して行う地域活動で、地域での絆や相互理解が深められるよう、親子がともに参加する機会や場づくりを支援するとともに、保護者の積極的な参加を促進します。 ●地域活動等の活性化を図るため、若者の参加を促進します。
地域での世代間交流の促進	●学校と保育所、幼稚園、子育て支援センターが連携し、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。 ●公民館や民生児童委員等と児童が、学校での活動を通じて交流を行う機会を促進します。 ●高齢者と子どもの交流等、地域での世代間同士の交流を促進するとともに、さまざまな年代の住民が持つ豊かな経験を子どもたちに提供し、子どもの豊かな育ちを支援します。
地域の子育て支援の充実	●子育て家庭の孤立感や負担感を軽減するため、保護者等が子育てに関する相談がしやすく、かつ、的確に対応できるよう相談窓口を充実し、相談体制を整えます。 ●地域のボランティアの協力を得て、児童が放課後や週末等に文化・スポーツ学習や地域住民との交流のできる場を確保します。 ●家庭、地域、学校等が相互に連携し、多くの人々が子どもに関わることで、学校と地域が「こんな子どもを育てたい」という願いを共有しながら学校づくりを進める「信州型コミュニティ・スクール」を整備します。
障がいのある人との交流の促進	●障がいのある人への理解を深め、地域で交流できるよう、自治会活動や地域活動の場等での交流の機会づくりを進めます。
地域ぐるみの健康づくりの促進	●子どもから高齢者まで、各期の健康上の留意点等について住民に啓発を行うとともに、地域での健康教室やウォーキング、軽スポーツ等、だれもが気軽に取り組める活動を促進します。
地域課題への自主的な取り組みの促進	●個人やさまざまな団体で活動する人が、気軽に集い、地域の課題や問題等について自由に意見交換することにより、参加者同士が地域課題を共有し、お互いに連携しながら主体的にまちづくりに取り組んでいける機会の提供を進めます。 ●地域住民自身が地域課題に取り組めるような組織づくりについての支援について検討します。

■子育て支援センターが行う交流事業等 (子ども課)

子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育資源の情報提供等や、家庭的保育を行う者への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っています。

- ◆子育てミニ講座：子育てが楽しいと感じることができるようミニ講座を開催し、子育て中の親の子育てに関する負担感・不安感の軽減を図る。
- ◆すくすく育児ランド：親であることの自覚と責任を持ち育児に必要な知識を学ぶ。
- ◆すくすくパパ：夫婦が共に子育てをする気持ちを育み、父親の家庭教育力の向上を図る。
- ◆ピアママサロン：子育てについて共に考え、思いや経験を共有し合う中からサポートし合う関係をつくり、育児の孤立や軽減を図る。
- ◆中高生と赤ちゃんのふれあい事業：次代の親となる中高生が赤ちゃんと接し、子育て中の母親の話を聞くことで、命の大切さや、妊娠や出産の正しい知識を身につけ、結婚や親となることについて考えるきっかけをつくる。
- ◆すくすくホーム：親も祖父母もともに楽しく子育て、孫育てができるよう、育児に対する思いを話し、分担して子育てするコツを学ぶ。
- ◆ファミリー・サポート・センター事業：子育ての支援を行いたい者と、支援を受けたい者が会員として登録し実施する子育ての相互援助活動を支援する。
- ◆おもちゃ図書館：家庭のおもちゃを市が譲り受け、利用希望者に無料で貸出し、子育て家庭の経済的負担の軽減とおもちゃの有効活用を図る。

《具体的な事業の方向》

事業	現状値 (H26)	事業の方向
信州型コミュニティ スクールの実施	1校	●家庭、地域、学校等が相互に連携し、学校運営参画、学校支援、学校評価機能を一体的に実施する、地域に開かれた学校づくりを推進する。
ファミリー・サポ ート・センターへの登録 促進	依頼会員 251人 提供会員 49人	●仕事と育児の両立、またさまざまな活動と育児の両立を目的に、安心して働いたり活躍できるよう、地域のなかで、育児を支援してほしい人と支援したい人が会員となり、地域で支えあう組織の活動を推進する。

② 身近な交流の場（集い場）の確保

身近な地域のなかで、高齢者や子ども、障がいのある人等、だれもが気軽に集い交流できる場（集い場）づくりを進めます。

施策・事業	内 容
身近な地域での集い場づくり	●高齢者をはじめ、子どもや障がいのある人等、地域のさまざまな人が気軽に立ち寄り、話をしたり情報交換をしたりできるよう、空き店舗や空き家等を活用した身近な地域での集い場づくりを進めます。 ●子どもが気軽に集い、共に食事をしたり、学習したり、相談したりできる「子ども食堂」について研究します。
生活支援システムの構築	●有償サービスや集いの場、健康づくりや介護予防、さらに世代間交流を進めるために、小さな拠点の設置を進めます。
公共施設等での交流の場づくりの促進	●地域住民の交流の場として、公共施設の開放を進めます。

■須坂市地域集い場創造事業（高齢者福祉課・福祉課）

高齢者、子ども、障がい者等、誰もが身近な地域において集い、憩い、ふれあえる場となり、また、介護、子育て、生活支援等を地域で支え合うための拠点を設け、地域の資源を活用し、地域の活性化および互助によるコミュニティの構築を促進する。

■ふれあいサロン（須坂市社会福祉協議会）

助け合いの地域づくりのため、地域の中で、近所の高齢者や子育て中の親子などが、気軽に自由に集まり、お茶を飲んだり、おしゃべりをしたりして楽しいひとときを過ごす集い場。

《具体的な事業の方向》

事業	現状値(H26)	事業の方向
ふれあいサロンの立ち上げ支援	88カ所	●気楽な楽しい集まりの場としてのふれあいサロンの各地での立ち上げを支援し、ふれあいサロンの数を増やす。
すざか助け合い推進センター	週4日	●気軽に立ち寄れるお茶のみ場として、ひとり暮らしや、家族同居でも日中にひとりになる高齢者のお出かけまたは交流の場の充実を図る。
ひとり暮らし老人等交流会食会	9カ所 10回	●社協支部による、ひとり暮らし老人等を招いた交流会食会を充実させる。

■基本目標 2 みんなで支えるサービスの仕組みづくり

だれもがサービスの受け手であると同時に担い手でもあります。それが助け合い起こしです。大切なことは、生きているうえでの困りごとなどの課題を抱える人の生活を支え、自立を支援していくことです。この場合の自立とは、食事や排せつ、入浴などの日常生活での自立や経済的・職業的な自立などを前提としたいいわゆる「自活」を意味するものではなく、むしろ、日常生活や就労などに制約があっても、サービスをはじめさまざまな社会資源を積極的に活用することにより、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会参加することをいいます。

このような自立した暮らしを支援するため、サービスに関する情報提供や相談体制を整えるとともに、権利の主体として安心してサービスを利用できるよう、権利擁護による支援、ニーズを支援に結びつけるコーディネート機能の強化等を進め、誰もが住みなれた地域で安心して生活ができるよう、行政のみならず住民や専門機関、企業、商店等、さまざまな主体による、みんなで支えるサービスや助け合い起こし活動の仕組みづくりを推進します。

■施策 4 情報提供・相談体制の充実

① サービス情報の提供

福祉サービス等を必要とする人が、サービス利用に際して情報を入手しやすくするため、サービスの内容やサービス提供事業者に関する情報について、さまざまな方法を用いた情報提供を進めるとともに、情報を入手しやすい環境づくりを進めます。

施策・事業	内 容
情報提供の バリアフリー化	●だれもが必要な情報が容易に入手できるよう、情報提供のバリアフリー化を進めます。 ●市をはじめ、市社協、関係機関、地域団体等が発信する情報について、住民が入手しやすいよう工夫します。
情報ボランティア等の 育成	●精神障がいのある人等、対人関係に不安を持つ人や、視覚や聴覚に障がいのある人に対して情報提供や相談支援を行うとともに、コミュニケーション手段の充実を図るため、情報ボランティアの育成を支援します。 ●閉じこもりがちな高齢者等に対して、対話をしながら必要な情報の提供が行える傾聴ボランティアの育成を支援します。
地域に密着した情報の 提供	●関係機関と連携して、地域団体等が取り組んでいる活動も含めた窓口情報等を、「困った時に役立つ情報」としてまとめ、地域に提供する取り組みについて検討します。
市社協の情報発信機能 の強化	●市社協において、地域福祉に関するさまざまな情報のデータベース化を進め、ホームページ等で利用しやすいものにするとともに、情報交換ができるような環境を整備します。

■須坂あかりの会 （須坂市社会福祉協議会・市立須坂図書館）

昭和 57 年に、市立須坂図書館の企画で録音図書作成のための朗読ボランティア活動団体として誕生した「須坂あかりの会」は、視覚に障がいのある人及び読書が困難な人との相互理解と連帯を深め、社会の情報及び資料等を提供するため、朗読活動を行っています。あわせて、障がい者のおかれている状況や問題をお互いに理解していく活動も行う、情報ボランティア団体です。

須坂新聞や社協の助け合い起こしすざかななどの音訳CDを作成し、視覚に障がいのある人に届けるほか、対面朗読、おはなしの会、研修会や交流会、大型紙芝居の作成などを行っています。

■須坂市聴覚障害者協会 （福祉課）

聴覚障がい者の福祉増進と文化向上、自立更生、相互親睦を図り、地域社会への参加を積極的に実践することを目的に、手話・要約筆記関連事業や手話サークル、要約筆記グループとの連携をはじめ、聴覚障がい者に関する各種相談援護事業や会員のための文化教養向上のための事業、各種スポーツ行事等を行っています。

《具体的な事業の方向》

事業	現状値 (H26)	事業の方向
手話奉仕員養成講座	受講者 8 人	●聴覚障がい者の日常生活を支援するために、須坂手話サークルに委託して養成している手話奉仕員を増やす。
声の広報発行事業	利用者 7 人	●視覚障がい者への情報取得支援のため、毎月の広報をCDに録音して届ける声の広報の充実を図る。



（手話奉仕員養成講座の様子）

② 身近な地域の相談窓口の充実

住民に対し、身近な地域の相談窓口として民生児童委員の周知を図るとともに、保健や福祉の担当者や当事者団体、NPO法人等と連携し、支援を要する人の自宅等に出向くアウトリーチの相談やサービス情報の提供を行う等の支援を進めます。

施策・事業	内 容
地域の身近な相談員の周知	●地域の身近な相談窓口としての役割を担っている、民生児童委員や地域包括支援センター、保健センター、障がい者総合支援センター、生活就労支援センター等の周知を進めます。
訪問相談活動の推進	●妊産婦や新生児、乳幼児等を抱えた家庭、障がいのある人やひとり暮らし高齢者等の不安や悩みごとの相談に対応し、不安や負担の軽減を図るとともに、必要なサービスの利用について助言できる訪問相談活動を充実します。
地域における相談活動の推進	●地域の集会所や公民館等を活用し、専門相談員が出向き、認知症に関する相談をはじめさまざまな相談に対応できる体制を充実します。
対象者別の専門相談機関の周知と対応の充実	●保健センターや子ども課において、関係機関と連携して、妊娠期から子育て期にわたるさまざまなニーズにきめ細かく対応します。 ●障がいのある人やその家族が相談しやすいよう、総合支援センターや相談支援事業所の周知と担当者のスキルアップを図ります。 ●高齢者やその家族が相談しやすいよう、地域包括支援センター等の高齢者専門相談機関の周知を図るとともに、担当者のスキルアップを図ります。 ●生活に困窮している人やその家族が相談しやすいよう、生活就労支援センターの周知と担当者のスキルアップを図ります。
市民の相談員活動への参加促進	●市民後見人の養成を検討し、福祉サービスの利用や権利擁護に関する地域の相談員として活動できるよう支援します。

■ 民生児童委員 （福祉課・高齢者福祉課）

民生委員は、住民がそれぞれの能力に応じて自立した生活が営めるよう、必要に応じて生活状況を適切に把握し、相談や助言、福祉サービスについての情報提供等の援助を行うほか、住民の福祉の増進を図る活動を行う、住民に一番身近な相談窓口として、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守るとともに、子育ての不安や妊娠中の心配ごとの相談に応じ、子どもや子育てをしている家庭が必要とする支援につなげる役割を担い、民生委員が兼ねています。

《具体的な事業の方向》

事業	現状値(H26)	事業の方向
民生児童委員の訪問事業	年間延回数 30,216回	●住民に身近な相談窓口として、民生児童委員が行う見守りのための訪問を支援する。

③ 相談機関のネットワークづくり

住民の多様な福祉ニーズや複合的な課題に対し、適切な福祉サービスに結びつけることができるよう、また、解決の糸口が見いだせるよう、地域の相談窓口や専門相談機関との連携等、相談機関のネットワークづくりを進めます。

施策・事業	内 容
相談窓口のネットワークの推進	●各種相談事業による相談内容についての情報共有や相談対応のための連携協力を推進します。
専門相談機関と地域での相談窓口の連携	●専門的な相談に対応できるよう、民生児童委員や身近な地域での相談窓口と地域包括支援センター等の専門相談機関との連携を深めます。
総合案内化と窓口担当者のスキルアップ	●相談窓口の総合案内化の検討や、窓口担当者のスキルアップを図り、相談窓口のワンストップ化を検討します。
子育て支援・相談事業担当者ネットワークの強化	●妊娠期からの相談事業や子育てにかかる相談支援の関係各課の担当者により、それぞれの現状や課題検討を行い、総合的な相談対応の充実を図ります。
障がい者の支援のためのネットワークの強化	●相談支援事業所や関係機関との連携を深め、障がいのある人の相談窓口機能の充実を図ります。
高齢者の支援のためのネットワークの強化	●地域のケアマネジャーによる意見交換や情報共有、学習会 や事例検討会の実施、個別事例の検討や事業者、地域団体との連携のための場を充実します。
生活困窮者の支援のためのネットワークの強化	●生活就労支援センターや関係機関との連携を深め、生活困窮者の相談窓口機能の充実を図ります。

■須坂市地域包括支援センター （高齢者福祉課）

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置し、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を行うほか、介護予防支援業務も行っています。

須坂市では、市役所に須坂市地域包括支援センターを直営で設置しています。

場所：須坂市役所本庁2階 TEL (026) 245-4566

■須高地域総合支援センター （福祉課）

須坂市・小布施町・高山村の共同で設置した、障がい者の総合相談窓口です。福祉、保健、医療等のサービスの情報提供や調整、家庭訪問や来所による相談や助言、地域生活全般にわたる相談や助言、社会資源の開発や企画など、障がいのある人が、地域で安心して生活ができるよう支援します。

場所：須坂市大字須坂 344 須坂ショッピングセンター内 TEL (026) 248-3750

《具体的な事業の方向》

事業	現状値 (H26)	事業の方向
生活支援コーディネーターの設置	0 人	●生活支援コーディネーターを設置し、地域資源の発掘、生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者のネットワーク化などを推進する。
須高地域支援センターの相談事業	相談件数 4,277 件	●障がいのある人が、地域で安心して生活ができるよう、福祉、保健、医療や地域生活全般にわたる相談や助言体制の充実を図る。

■施策5 サービスの質の向上と権利擁護の推進

① サービスの質の向上

サービス利用者の状態に応じた、より適切で質の高いサービスを提供できるよう、支援を要する人の自宅等に出向き（アウトリーチ）、相談やサービス情報の提供を行うとともに、サービス利用につなげる等、身近な支援活動を推進します。

施策・事業	内 容
相談機関等のアウトリーチの推進	●福祉・保健関連の相談員が支援を要する人の自宅に出向き、相談やサービス情報の提供を行うとともに、サービス改善や新サービスの提案につなげます。
相談員の質の向上	●支援困難事例への対応について連携した取り組みができるよう、サービス担当者会議の開催を支援するとともに、事例検討会や研修会を開催する等、相談員の活動を支援します。

■須高地域自立支援協議会 （福祉課）

障がい者相談支援事業を効果的に実施するために、地域において障がいのある人を支えるネットワークを構築し、地域の関係機関の連携強化や社会資源の開発等を推進するために、須高三市町村で設置した協議会です。

事務局：須高地域総合支援センター

《具体的な事業の方向》

事業	現状値 (H26)	事業の方向
生活就労支援センターによるアウトリーチ相談	延 161 件 (H27.12 現在)	●地域から孤立し、支援が必要な人ほど自ら相談することができないことから、生活困窮者の早期把握、早期発見に努めるために、積極的に出向いて相談するアウトリーチを充実させる。

※生活就労支援センターは平成 27 年度に開設したため、H26 の実績はありません。

② 権利擁護の推進

認知症高齢者や知的障がいのある人等で判断能力が低下している人が、必要なサービスを利用して自立した生活を送ることができるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度について周知を図るとともに、利用の促進を進めます。

また、認知症高齢者や知的障がいのある人等の権利擁護の支援を行うため、権利擁護に関する支援体制づくりを進めます。

施策・事業	内 容
日常生活自立支援事業の周知と利用の促進	●民生児童委員等との見守り活動と連携し、対象者の把握や事業の適切な利用を促進します。 ●市社協と連携し、市民に対し日常生活自立支援事業の周知を図るとともに、利用促進を図ります。
成年後見制度の周知と利用しやすい体制の構築	●成年後見制度の活用を進めるため、認知症サポーター養成講座や出前講座等の機会を活用し、制度の周知を図ります。 ●成年後見制度が利用されるよう、市民後見人の養成等、制度の利用しやすい体制づくりについて検討します。 ●児童や高齢者、障がいのある人等の虐待等権利擁護に関する問題に対して、「須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会」等関係機関による組織的・効果的な対応を進めます。
成年後見支援センターの検討	●住みなれた地域で安心して暮らせるように成年後見制度の利用を促進し、権利擁護を推進する成年後見支援センターの設置について研究します。

■日常生活自立支援事業 （須坂市社会福祉協議会）

福祉サービスを利用したいけれど、手続きの仕方がわからない、銀行に行ってお金をおろしたいけれど、自信がなくて誰かに相談したい、商品勧誘の人が来たときどう対応していいかわからないなど、毎日の暮らしのなかで起こるいろいろな不安や疑問、判断に困ってしまうことに、福祉サービスの利用手続きや金銭管理のお手伝いをして、暮らしの安心をサポートします。

《具体的な事業の方向》

事業	現状値(H26)	事業の方向
日常生活自立支援事業の利用促進	26件	●暮らしのなかで起こるいろいろな不安や疑問、判断に困ってしまうこと等のお手伝いをして、暮らしの安心をサポートする日常生活支援事業の利用を促進する。

■施策 6 連携体制の充実

① 地域と専門機関との連携づくり

地域における福祉活動と専門機関による公的な福祉サービスとの連携を深めるため、情報共有や地域支援のためのプラットフォームの場について検討します。

施策・事業	内 容
地域における地域支援ネットワークの構築	●支援を要する人に公的なサービスをはじめ地域における見守りや支援、ふれあい交流等を総合的に提供できるよう、民生児童委員をはじめ、シニアクラブ、地域包括支援センター等が連携して、情報共有・協働のプラットフォームの場となるような仕組みについて検討します。
地域の生活課題や支援を要する人の把握	●だれもが住み慣れた地域で、生涯にわたり安心して生活できるよう、基礎となるデータの整備を進め、地域包括支援センターや地域自立支援協議会等と民生児童委員、地域団体等が連携し、支援を要する高齢者や障がいのある人、子育て世帯等の把握を進めます。
医療・保健・福祉・介護のネットワークの推進	●住民が住み慣れた地域で安心して健やかに生活ができるよう、地域の福祉課題にチームで支える、保健・医療・福祉・介護のネットワークを推進します。

■医療・保健・福祉・介護のネットワーク事業（健康づくり課）

須坂市・小布施町・高山村が連携して、安心・安全を支える地域をめざし、医師会、歯科医師会、薬剤師会と須高地域の病院が連携して、地域医療福祉のネットワークを構築し、感染症や災害時の体制整備と在宅医療福祉の推進を行っています。

地域医療福祉ネットワーク推進室 須坂市立町 須高医師会館内 TEL (026) 248-9101

《具体的な事業の方向》

事業	現状値(H26)	事業の方向
在宅医療福祉支援者スキルアップ研修会	6回	●在宅医療福祉を支える、医療、福祉、介護などの多職種からなる支援者の、スキルアップにつながる研修会を充実させる。

② 関係機関の連携・支援の充実

複雑・多様化する住民の福祉ニーズに対応したサービスを総合的、効果的に提供するため、関係機関の連携を深め、支援を要する人の地域生活の支援の充実を図ります。

施策・事業	内 容
関係機関との連携の強化	●複合的な原因や制度の狭間にあり解決が困難な事例等について、市行政における対応の明確化を図るとともに、関係機関との連携を深め、生活就労支援センターを中心として対応の充実に努めます。
地域包括支援センター等との連携強化	●地域包括支援センター等と地域の相談窓口の連携を深め、地域の課題の共有化や地域での対応の充実に向けた協議を進めます。
地域包括ケアシステムの構築	●医療・介護・予防・住まい・生活支援・福祉サービスが相互に関係し、連携しながら高齢者の在宅生活を支える地域包括ケアシステムを構築し、支援の拠点整備について検討します。
障がい者地域自立支援協議会の機能強化	●障がいのある人の多様な福祉課題に対応し、支援充実に図るため、障がい者地域自立支援協議会において、ニーズ把握ときめ細かな相談支援のあり方、ケース検討や事業者連携、雇用・就労の場の確保等の検討を進めます。
須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会の機能強化	●関係機関が連携して、要保護児童、児童虐待、配偶者等親密な関係にある者からの暴力、高齢者虐待、障がい者虐待及びその他家庭内での虐待の未然防止や早期発見、また、虐待等を受けた被害者とその養護者の支援を進めます。

■地域包括ケアシステム（高齢者福祉課）

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス体制の構築を目指します。

地域包括ケアシステムは、「介護」「医療」「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えます。

「自助」「互助」「共助」「公助」により地域包括ケアシステムを構築します。

《具体的な事業の方向》

事業	現状値(H26)	事業の方向
地域ケア会議の充実	3回	●高齢者等の多様なニーズに見合う保健・医療・福祉・介護のサービスが包括的かつ継続的に提供されるよう、地域ケア会議を充実させる。
福祉事務所でのハローワーク巡回相談	月1回	●ハローワーク担当者が福祉事務所に出向いて、就職に向けた準備としての相談を行い、その後の就職支援につなげる。

③ 生活困窮者への支援

多様で複合的な課題を抱えて「制度の狭間」に陥りがちな生活困窮者への包括的な支援を実現するために、専門機関だけでなく、住民団体やボランティア等のいわゆるインフォーマルな部門と協働して「助け合い・支え合いの地域づくり」を推進します。

施策・事業	内 容
生活困窮者の把握等のネットワークの構築	●生活困窮者を早期に発見し、包括的な支援を行うために、行政内部の連携体制はもとより、市社協や民生児童委員、自治会や近隣住民、さらには企業、商店等も含めた、生活困窮者早期把握のためのネットワークを構築します。
総合的な自立相談の仕組みの構築	●日常的な困りごとから、生活に関する心配ごとなどの総合的な相談窓口として設置した生活就労支援センターを活用して、各種の支援につなげるなど、生活相談のワンストップ化を推進します。
自立支援事業の活用 の推進	●生活困窮者の自立を促進するため、法に基づく自立支援事業の活用を推進します。
健康づくりの推進	●関係機関と連携して、生活に困窮している人の健康づくりを推進することで、社会的な自立を促進します。
生活困窮者支援を通じた地域づくり	●生活困窮者を支援するにあたって、さまざまな社会参加の場づくりが必要となるため、関係機関や企業等とのネットワークにより、必要となる社会資源の活用や就労先の開拓等の地域づくりを推進します。
社会的に孤立した人を 支える地域づくり	●社会的に孤立し、引きこもっている住民の把握に努め、福祉制度につなげる支援体制を構築します。 ●引きこもり状態にある人の、日常生活の自立を支援し、社会参加に結びつける社会の仕組みを検討します。

■須坂市生活就労支援センター「まいさぼ須坂」（須坂市社会福祉協議会・福祉課）

さまざまな課題を抱えて生活に困窮している人が、制度の狭間に陥ることのないよう、暮らしと就労に係る福祉問題を幅広く受け止める総合相談機関として、須坂市生活就労支援センター「まいさぼ須坂」を設置しました。

ワンストップ型の相談窓口に、生活と就労に関する支援員を配置し、相談者の状況に応じて自立に向けた包括的な支援を行います。

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、須坂市が市社会福祉協議会に委託して実施しています。

場所：須坂市大字須坂 344-1-60 須坂ショッピングセンター内 TEL (026) 248-9977

《具体的な事業の方向》

事業	現状値 (H26)	事業の方向
生活就労支援センターの相談事業	新規相談 126 件 (H27. 12 現在)	●さまざまな課題を抱えて生活に困窮する人が、制度の狭間に陥ることのないよう、暮らしと就労にかかる課題の相談に幅広く応じ、早期の自立を支援する。
就労につなげる自立相談支援事業	11 件 (H27. 12 現在)	●生活困窮者自立相談において、生活面での支援やもっと基礎的な就労支援を行うことにより、生活困窮者の自立につながるよう事業の充実を図る。
自立による生活保護の廃止	割合 35%	●就労支援により生活保護が廃止となるよう被保護者就労支援事業を推進する。

※生活就労支援センターは平成 27 年度に開設したため、H26 の実績はありません。



(須坂ショッピングセンター内にある「まいさば須坂」の事務所)

■基本目標 3 みんなにやさしい、安全・安心な福祉のまちづくり

加齢に伴い身体機能の低下がおこり、買い物や地域での集まりへの参加等も大変と感じる人が多くなります。また、災害時に支援の必要な人も増えており、さらに、高齢者を中心に消費者被害にあうケースが増加傾向にあり、その防止も地域ぐるみで取り組んでいくことが重要となります。

生涯にわたり、住み慣れた地域で安全に安心して暮らすことは誰もの願いです。しかし、支援が必要な人に必要な支援が届かず、地域で孤立しているケースもあり、人と人とのつながりを広げていくなかで、相互の信頼関係を築き、緊急時や災害時にも支援できる体制づくりが望まれます。

このようなことから、ノーマライゼーションの理念のもと、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるとともに、住民や関係団体等との連携により、みんなにやさしい、安全・安心の福祉のまちづくりをめざします。

■施策 7 都市基盤・生活環境の整備

① 移動の利便性の向上

だれもが安全に安心して、快適に公共交通を利用できるよう、道路環境の整備・改良や施設のバリアフリー化を進めます。また、高齢者や障がいのある人等で移動に困難を感じている人の買い物や通院、社会参加を容易にするため、福祉有償運送の推進やボランティアによる買い物等移送支援、商業者による宅配等、多様な主体による事業や活動の促進を図ります。

施策・事業	内 容
公共施設のバリアフリー化の推進	●高齢者や障がいのある人、妊婦や子育て中の人等すべての住民が、安心して公共施設や民間の公共的施設等を利用できるよう、計画的な施設整備を進めます。
歩道の段差解消等の推進	●高齢者や身体に障がいのある人、妊婦や子育て中の人等が安全に安心して通行できるよう、計画的に道路環境の整備・改良を進めるとともに、警察との連携を深め、交通安全施設の整備を促進します。
通院、買い物等の移動の利便性の向上	●福祉有償運送について対象者に利用要件等の周知を進めるとともに、ボランティアによる移送や商業者による宅配、乗り合い輸送等、さまざまな主体による活動や事業を支援します。
公共交通の維持・充実	●公共交通の空白・不便な地域でのさまざまな協働の取り組みによる公共交通の改善に向けて協議を進めます。

■福祉移送サービス事業（須坂市社会福祉協議会）

家庭において、通院等の外出が困難な高齢者や障がい者の外出を支援します。

- ◆利用対象者：介護度２以上で日常生活自立度Ｂ以上の人、身体障害者手帳１種１級及び１種２級を持つ下肢・体幹・視力障がいの人
- ◆利用内容：在宅福祉サービス提供施設への通所・入退所、医療機関への通院・入退院
- ◆運行範囲：市内、および須坂市を発着地とし長野市・中野市・小布施町・高山村の範囲
- ◆利用料金：１回につき２kmまで３００円、以降５km毎に１００円加算

《具体的な事業の方向》

事業	現状値(H26)	事業の方向
福祉移送サービス事業の利用促進	年間利用 1,087件	●通院等の外出が困難な高齢者や障がい者の外出を支援するため、事業の利用を促進する。

② ユニバーサルデザインのまちづくり

すべての人を個人として尊重し、思いやりの心を持って助け合い、共に生きる人間の心の育成をめざすために、高齢者や障がいのある人等だけではなく、最初から多くの人にとって使いやすい、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。物や施設等のハード面でのユニバーサルデザインの整備とともに、地域住民の思いやりによるこころのユニバーサルデザインを目指します。

施策・事業	内 容
こころのユニバーサルデザインの推進	●ユニバーサルデザインの考え方を多くの人に知ってもらい、広めることで、思いやりにあふれた地域社会、だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めます。 ●ユニバーサルデザインに関する情報の発信、人材の育成を進めます。
まちづくりのユニバーサルデザインの推進	●道路や公共施設を整備、改修するときなどは、ユニバーサルデザインに配慮し、できる限り多くの人にとって暮らしやすいまちづくりを進めます。 ●さまざまな利用者の声を取り入れられる仕組みづくりについて検討します。
行政サービスのユニバーサルデザインの推進	●だれにとっても行政サービスがスムーズに受けられるよう、行政のユニバーサルデザイン化を検討します。 ●公共施設の案内表示や、行政等の発行物などを、だれにとっても利用しやすいものとなるよう工夫します。

■施策 8 見守りの推進

① 子どもの見守り活動の充実

子どもたちを犯罪や事故から守るため、学校関係者をはじめ地域の自主防犯活動団体等との連携を深め、見守り等のネットワークの充実を図ります。

施策・事業	内 容
地域での防犯活動や見守り活動の促進	●地域における自主的な防犯組織の育成・支援を行うとともに、子どもたちを犯罪や事故の被害から守るための見守り活動を支援します。
いじめの起こらない学校・地域の連携体制の構築	●須坂市いじめ防止基本方針に基づき、社会全体で児童生徒を見守り、健全な成長を促すため、地域の関係団体と学校関係者がいじめ問題について協議する機会を設けます。 ●地域住民、企業従事者、商店や商業施設等が連携して、いじめの早期発見と未然防止に取り組みます。
非行を起こさない地域づくりの環境整備	●児童青少年育成委員等の地域団体による「あいさつ運動」や「愛の声かけ運動」などの街頭補導巡視活動により、非行を起こさない地域づくりを推進します。 ●関係機関や住民と連携・協力し、子どもたちに有害な環境の浄化に努め、商店等との協力により万引き等の初期型非行の防止に努めます。
総合的な見守りネットワークの充実	●地域の子どもは、地域で守り育てることを基本として、家庭・地域・学校等が連携し、健全育成事業を推進します。

■地域安全サポーター（市民課）

市内各地域において、「安全パトロール」の帽子や腕章を身につけた「地域安全サポーター」が、子どもたちの通学路等の見守り活動を行っています。

また、子どもを狙った凶悪な犯罪を未然に防ぐため、子どもの登下校を見守る活動、あいさつ運動、防犯灯・街路灯を増やす等の犯罪を発生させないまちづくりをすすめる活動を、各地域で実践しています。

《具体的な事業の方向》

事業	現状値(H26)	事業の方向
地域安全サポーターへの加盟	43 団体	●地域でボランティアにより、子どもたちの安心・安全の見守り活動を実施する団体を増やす。

② 消費者被害の防止

高齢者や障がいのある人等が、振り込め詐欺をはじめさまざまな消費者被害にあわないよう、その手口について広く周知するとともに、被害者の相談対応の充実に努めます。

施策・事業	内 容
消費者被害の手口等の周知	●消費者被害を防止するため、悪質商法等よくある手口について住民に周知します。
消費者被害相談の対応	●消費者被害に関する相談や疑問等に対応する消費者相談窓口について、住民に広く周知するとともに、関係機関との連携による対応の充実に努めます。
高齢者等の消費者被害防止のための制度等の活用促進	●判断能力が低下した高齢者等の消費被害を防ぐため、日常生活自立支援事業や成年後見制度について周知し、利用を促進します。

■消費者相談窓口（市民課）

消費生活に関するさまざまな問題の相談に応じる、須坂市消費者相談窓口を市民課に設置して、おかしいと感じたり、困ったときの解決に向けてのお手伝いや、他の相談機関の紹介を行っています。

■みまもるくん通信（高齢者のための暮らしの便利情報）（高齢者福祉課）

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に、民生児童委員を通じて、高齢者のための健康や生活面における暮らしのさまざまな情報を届けています。

《具体的な事業の方向》

事業	現状値(H26)	事業の方向
みまもるくん通信の配布	年間 2回	●ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に、高齢者のための健康や生活面における暮らしのさまざまな情報を届ける、みまもるくん通信の充実を図る。



（高齢者を見守るマスコット：みまもるくん）

■施策 9 緊急時や災害時の対応

① 緊急時の支援体制の確立

ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人等が緊急時にも安心して暮らせるよう、日常的な地域の見守り活動や緊急通報システム等、重層的な見守り体制による緊急対応のネットワークづくりを進めます。

施策・事業	内 容
緊急通報システムによる対応の充実	●ひとり暮らしの高齢者や重度障がい者等に対する緊急通報システムの設置を進めるとともに、効果的な運用について検討します。
在宅高齢者等の実態把握の促進	●在宅高齢者の生活状況の確認や緊急連絡先の把握に努めます。
地域での見守り活動の促進	●高齢のひとり暮らしや夫婦のみ世帯等で、支援を要する時に適切に対応できるよう、民生児童委員や地域包括支援センター等と連携し、「新・地域見守り安心ネットワーク事業」等において声かけ等見守り活動を促進します。

■ひとり暮らし高齢者等を支えるサービス（高齢者福祉課・須坂市社会福祉協議会）

① 食の自立支援事業

ひとり暮らし高齢者等が在宅で自立した生活を送ることができるよう、自宅へ昼食・夕食を配食し、あわせて利用者の安否の確認をします。

② 自立生活支援事業

ひとり暮らし高齢者等の自立した日常生活の継続に必要な支援・指導を行い、要介護状態への進行を防止するため、ヘルパーを派遣します。

③ 緊急通報システム事業

ひとり暮らし高齢者等が、万一の場合に、事故の防止や安否を確認するため、自宅に緊急通報装置・火災警報器及び生活リズムセンサー（赤外線）を設置します。

④ 暮らしのあんしん板（緊急時連絡先記載マグネットシート）

ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に、在宅での安全と安心を守るため、緊急時に必要なところへの連絡がスムーズに行われるよう、緊急時連絡先等が記載できるマグネットシートを配布します。

⑤ 安心コール（須坂市社会福祉協議会委託事業）

ひとり暮らし高齢者宅に電話をかけ、コミュニケーションを図り孤立感を解消します。

《具体的な事業の方向》

事業	現状値(H26)	事業の方向
ひとり暮らし安心コールの利用促進	年間 2,558回	●ひとり暮らし高齢者宅に電話をかけ、コミュニケーションを図り孤立感を解消する事業の利用を促進する。

② 災害時の支援体制の確立

災害時に要配慮者（要援護者）に対して、避難や安否確認等の必要な支援が行われるよう、要配慮者（要援護者）の情報把握や支援者による情報共有等の支援体制づくりを進めます。

また、地域での住民の安全を守るため、要配慮者（要援護者）等も参加しての防災訓練等、日頃の防災活動を促進します。

施策・事業	内 容
災害時要配慮者の把握と支援プランの作成	●「新・地域見守り安心ネットワーク事業」を活用して、民生児童委員をはじめ地域団体や当事者団体等と連携し、高齢のひとり暮らしや夫婦のみの世帯、障がいのある人等で、災害時に援護を要する人の把握を進めます。また、一人ひとりの災害時の支援メニューの作成について検討を進めます。
要配慮者情報の共有化の推進	●要配慮者に対する災害時の支援をスムーズに行えるよう、民生児童委員をはじめ自治会等の地域の支援者との情報の共有化について検討を進めます。
自主防災組織の育成・支援と防災活動の促進	●自主防災組織の育成・支援を引き続行うとともに、援護を要する高齢者や障がいのある人等も参加した防災訓練の実施等を支援します。
災害ボランティアセンターの設置	●大規模災害等が起こった場合、被災地における被災者主体のスムーズな復興を図るため、日頃の地域福祉活動を生かすとともに、外部支援を受け入れるため、市社協に災害ボランティアセンターの設置を検討します。
災害ボランティアコーディネーターの養成	●災害時における市内外の人によるボランティア活動がスムーズに行えるよう、災害ボランティアコーディネーターの養成を支援します。
福祉避難所の設置	●地域の実情に合った避難所の検討とともに、特別養護老人ホーム等の福祉施設が災害時の避難所としての機能を果たせるよう、福祉施設等とともに災害時における問題点や対応等について検討し、福祉避難所の設置につなげます。

■新・地域見守り安心ネットワーク（福祉課・高齢者福祉課、須崎市社会福祉協議会）

在宅の寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯及び重度心身障がい児者等の援護を要する人の、災害による事故や孤独死等の不測の事故を未然に防ぐため、自治区において、ネットワーク会議を開催し、要配慮者の支援を行います。69 町全ての自治会で取り組んでいます。

■地域防災マップ（総務課）

災害から身を守るためには、まず自分たちが住んでいるまちを知ることが大切となることから、まちの特性や危険箇所、資源を知り、自分たちの地域で想定される災害を事前に把握し、それに対する対策を地域で講じるための地域防災マップを、69 町全ての自治会で作成しています。

《具体的な事業の方向》

事業	現状値 (H26)	事業の方向
災害ボランティアコーディネーター養成講座	2回	●災害時に求められる基礎知識や災害ボランティアセンターの役割を理解する講座を充実させる。
福祉避難所の指定	0か所	●災害時に、避難行動要支援者のために特別な配慮がされた福祉避難所となる施設を指定する。



(地域の「新・地域見守り安心ネットワーク会議」の様子)

第5 計画の推進体制

1 行政における推進体制

地域福祉計画がその目標の実現に向かって着実に進められるよう、行政の各部局が連携し、地域福祉の考え方の周知を図るとともに、市内各地で取り組まれている地域福祉活動の実情や実態に理解を深め、計画の推進と進行管理の体制を整備します。

- ① 行政内の各部局の連携
- ② 市民との共創
- ③ 計画推進体制の整備
- ④ 計画評価ための体制

2 須坂市社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、各種福祉サービスを提供する主体であり、さらに、地域における福祉活動の推進とネットワークの形成、ボランティア育成等の地域福祉活動の中心的役割を担っています。地域福祉計画においても、地域福祉活動の要として、行政との連携が不可欠であり、地域福祉活動計画の強化・支援を行います。

- ① 社会福祉協議会の活動強化・支援
- ② 地域福祉活動計画「助け合い起こし」の推進

3 関係機関相互の連携促進

地域福祉の推進には、まちづくり等の多方面の要素を含んだ活動の連携と活性化が必要となります。計画目標の実現のために、行政だけではなく、各関係機関・団体等の連携を図ります。

- ① 地域福祉に関係する組織団体のネットワークの形成
- ② 民間事業者等と連携した福祉サービスの提供
- ③ 民間事業者等と連携した地域福祉活動の推進

4 自助、互助、共助、公助の連携

住民が参加し共創する福祉のまちづくりを実現するためには、住民自らが自立する「自助」、隣近所の助けあいなどによる「互助」、ボランティア団体や各種の団体などによる相互扶助の「共助」、自助を保障し互助や共助を活かす「公助」がそれぞれの役割を担い、相互に連携する地域づくりを進めます。

須坂市地域福祉計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第1 須坂市の地域福祉計画を策定するため、須坂市地域福祉計画策定懇談会（以下、「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 懇談会の所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 須坂市地域福祉計画の策定及び推進について意見又は提言を行うこと。
- (2) その他必要な事項に関する事項

(組織)

第3 懇談会は、20人以内の委員をもって組織し、学識経験者、各種団体を代表する者、一般市民及び関係行政機関の代表者により構成する。

(会長及び副会長)

第4 懇談会に会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を統括し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5 懇談会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(部会)

第6 懇談会に、部会を置くことができる。

- 2 部会に関し必要な事項は会長が定める。

(庶務)

第7 懇談会の庶務は、健康福祉部福祉課において行う。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

須坂市地域福祉計画策定懇談会委員名簿

(敬称略・順不同)

区分	団 体	職 名	氏 名
各種 団体 代表	須坂市校長会	校長	天野 義孝
	須坂市保育園連盟	保育園長	松澤みさ子
	須坂市子ども会育成連絡協議会	会長	豊田満佐雄
	須坂市保健補導員会	会長	内山久美子
	須高医師会	会長	下鳥 正博
	須坂市シニアクラブ連合会	会長	○滝澤 光雄
	長野圏域介護保険事業者連絡協議会須高地区部会	副部会長	久保田啓市
	須坂市身体障害者福祉協会	理事長	山岸 厚
	須坂市はげみ会	会長	黒岩恵利子
	須高地域総合支援センター	所長	関谷 真
	須坂市生活就労支援センター	所長	北原 満史
	須坂市女性団体連絡協議会	前会長	山下美知子
	長野人権擁護委員協議会須高部会	部会長	村石 豊子
学識 経験者	須坂市区長会	副会長	塩野 元信
	須坂市民生児童委員協議会	会長	◎永田袈裟藏
	須坂市社会福祉協議会	会長	植木 新一
	須坂市保護司会	保護司	町田 榮司
行政	須坂市	健康福祉部長	樽井 寛美

◎会長 ○副会長

- 第1回 平成27年12月9日(水)
 - ・須坂市地域福祉計画について
 - ・地域福祉計画市民意識アンケートについて
- 第2回 平成28年1月20日(水)
 - ・第2次須坂市地域福祉計画素案について
- 第3回 平成28年2月24日(水)
 - ・第2次須坂市地域福祉計画について

須坂市地域福祉計画策定推進作業班

地域福祉計画の見直しに伴い、それぞれの計画との整合性を図り、市民アンケート実施等により住民ニーズを把握し、地域福祉計画の内容等について検討するため、庁内等の関係機関により「須坂市地域福祉計画策定推進作業班」を組織して検討してきました。

	所 属	職	備 考
1	健康福祉部	課長	班長
2		福祉課	
3		庶務係長	
4		保護支援係長	
5		障害福祉係長	
6		課長	副班長
7		高齢者福祉課	
8		高齢者福祉係長	
9		介護保険係長	
10		地域包括支援センター	
11		地域支援係長	
12	教育委員会	健康づくり課	
13		保健予防係長	
14	市民共創部	健康支援係長	
15		学校教育課	
16	須坂市社会福祉協議会	子ども課	
17		子育て支援係長	
18	市民共創部	人権同和政策課	
19		人権同和政策係長	
20	須坂市社会福祉協議会	助け合い起こし推進係長	
21		助け合い起こし推進係	

- 第1回作業班会議 平成27年7月7日（火）
 - ・地域福祉計画策定について
 - ・第2期地域福祉計画策定の考え方について
- 第2回作業班会議 平成27年8月10日（月）
 - ・地域福祉計画市民意識アンケート調査項目について
 - ・地域福祉計画策定懇談会委員について
- 第3回作業班会議 平成28年1月12日（火）
 - ・第2次須坂市地域福祉計画素案作成について
 - ・地域福祉計画市民意識調査について
- その他、資料の配布による意見、検討、調整を実施

用語解説

■アウトリーチ

生活上の課題や困難を有しており支援が必要な状態であるにもかかわらず、自発的に申しでない人等に対して、支援者が積極的に働きかけること。

■インフォーマルサービス

非公式なサービス（支援）のこと。家族間の助け合いや制度外のボランティア等による助け合い活動など。

■協働

行政、住民、事業者及び地域団体などが、地域の課題を共有し、目的に向かってそれぞれが果たす役割を自覚し、相互に補完し、協力すること。

■傾聴ボランティア

苦しみや悩みをじっくり聴いて共感し、ありのままを受け入れるボランティアのこと。相手の心を癒やし、孤独や不安を軽減させる手助けをする。

■権利擁護

自己の権利を表明することが困難な人の権利を守り、その人の思いやりや、その人にとって必要な支援を表明することを支援したり代弁すること。

■ケアマネジメント

主に介護等の福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のこと。その従事者がケアマネージャー。

■高齢化率

行政の統計上、65歳以上の人を「高齢者」と定義し、人口における65歳以上の人の占める割合のこと。

■コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。地域社会。

■コミュニティスクール

学校と保護者や地域の住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。

■コミュニティソーシャルワーカー

コミュニティに焦点を充てた社会福祉活動・業務の進め方で、地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりすることを行う人。

■孤立死

地域社会のつながりを持たない状態で死亡し、その事実が長期間誰にも気づかれなかった状態。家族と一緒に暮らしていても、社会的に孤立しており、周囲に気づかれないまま死亡し、長期間が経過した場合など。

■災害ボランティアコーディネーター

災害に遭って家が壊れてしまった、業者に頼みたくても来てくれない、あてにできる家族もない。誰かに手伝ってほしいと思っているのに、どこにそんな人がいるのかわからない。このような被災者と、災害ボランティア活動希望者の、双方のニーズを結びつける人又は機能のこと。

■サロン

地域で、高齢者や障がい児・者、子育て中の方が、生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、周囲の人同士のつながりを深める自主活動の場。また、地域での交流の場をもうけることで、住民の地域への関心を深め、近隣での助け合いを育む地域づくりをめざすもの。

■シニアクラブ

おおむね 60 歳以上の高齢者が、地域で自主的に組織した、会員数 30 人以上の団体。社会奉仕活動、健康づくりを進める活動、自らの生きがいを高める活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動を行い、高齢期の生活を健康で豊かなものにすることを目的としている。老人クラブ。

■市民後見人

親族以外の一般市民による成年後見人のこと。自治体などが行う養成研修を受講した人が市民後見人候補として登録され、支援が必要な人がでたときに、家庭裁判所から選任される。

■小地域ネットワーク活動

小地域を単位として、近隣の人々が要援護者に対する見守りや交流を行う活動のこと。須坂市では、「新・地域見守り安心ネットワーク」がこれにあたる。

■手話奉仕員

聴覚障がい児・者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙及手話表現技術を習得した者。

■生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者。

■生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者で、関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進することを目的としている。

■成年後見制度

病気や障がいなどによって判断能力が欠如している成人について、家庭裁判所によって選定された後見人が本人を代理して法律行為の一部を行うことで、その成人を保護・支援する制度のこと。

■地域包括支援センター

高齢者を対象とした様々な相談支援を行う機関。高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護、福祉、医療、虐待防止など必要な支援が継続的に提供されるよう調整する役割を担っている。

■地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのこと。今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要となる。

■地域福祉コーディネーター

住民の日常生活圏域としての小地域を主な活動の場とし、地域における個別支援とその基盤としての生活支援システムづくり、地域で解決できない問題を解決していくしくみづくりを進める役割を担う者のこと。

■ドメスティックバイオレンス

同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のことである。近年では DV の概念は婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。

■ノーマライゼーション

社会福祉をめぐる社会理念の一つで、障がい者も、健常者と同様の生活が出来る様に支援するべき、という考え方。また、そこから発展して、障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方としても使われることがある。またそれに向けた運動や施策なども含まれる。

■バリアフリー

高齢者や障がい者などが社会生活を送るうえで、障壁となるものを取り除くこと。当初は、道路や建物の段差や仕切りをなくすことをいていたが、現在では、社会制度、人々の意識、情報の提供などに生じる様々な障壁を含めて、それを取り除くことをいう。

■パーミル

生活保護では、人口千人に対して何人が生活保護を受けているかを保護率と呼び、‰（パーミル・千分の一）の単位で表している。

■避難行動要支援者

他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない人のこと。

■ファミリーサポートセンター

子育てを手伝ってほしい人と、子育ての手助けができる人がお互いに会員になり、支えあう活動において、会員登録と会員間の橋渡し役として調整する機関。

■フォーマルサービス

生活保護制度や介護保険サービス、障害者福祉サービスなど、法律や制度に基づき提供される公的な制度のサービス。

■福祉避難所

避難行動要支援者のために、特別の配慮がされた避難所。施設がバリアフリー化されているなど、避難行動要支援者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等の既存施設を活用することが想定されている。

■福祉有償運送

NPO法人などの非営利法人が自動車を使用して、身体障害者や要介護者の移送を行う事業。

■ユニバーサルデザイン

すべての人のためのデザインを意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

■プラットホーム

つながりを支える「基盤」「土台」「システム」のこと。地域コミュニティを再生するためには、この「プラットホーム」という考え方が必要だと言われてきている。それは、地域課題、生活課題が行政やボランティア・NPOの単体だけ、あるいはそれらが連携したネットワークだけでは解決が難しい面があり、さまざまな地域資源が一体化した「プラットホーム」として解決にあたる必要があるからです。

■ぷれジョブ

支援を必要とする子どもたちの職業体験活動のことで、支援を必要としている子どもを真ん中にして、保護者、学校、地域の企業や商店、地域住民、ジョブサポーターが手をつなぐことで、生まれた地域で子どもと地域が共に育ちあう活動のこと。

■要配慮者（要援護者）

高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な人のこと。